

# 埼 玉 県

## 産業元気・雇用アップ戦略

(令和9年度～令和13年度)

【案】



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

彩の国  埼玉県



## 目 次

### はじめに 1

---

- 1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

### 第1章 社会経済情勢の変化 5

---

- 1 人口減少・超少子高齢社会の到来・・・・・・・・ 6
- 2 デジタル技術による変革・・・・・・・・ 8
- 3 変化する働き方と労働環境・・・・・・・・ 8
- 4 激甚化・頻発化する自然災害等の危機・・・・・・・・ 9
- 5 充実していく交通ネットワーク・・・・・・・・ 11

### 第2章 埼玉県産業・労働の現状と課題 13

---

#### 1 産業構造

- (1) 県内総生産・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (2) 事業所数・企業数の状況・・・・・・・・ 15
- (3) 開・廃業の状況・・・・・・・・ 16
- (4) 製造業の動向・・・・・・・・ 17
- (5) 工場立地の状況・・・・・・・・ 18
- (6) 商業・サービス産業・・・・・・・・ 20
- (7) 観光・・・・・・・・ 21
- (8) 本県の研究機関、大学等・・・・・・・・ 22

#### 2 就業構造と雇用の動向

- (1) 従業者数・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- (2) 雇用形態・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- (3) 有効求人倍率・完全失業率の推移・・・・・・・・ 25
- (4) 若年者の就業状況・・・・・・・・ 26
- (5) 女性の就業状況・・・・・・・・ 28

|             |    |
|-------------|----|
| （６）高齢者の就業状況 | 29 |
| （７）外国人雇用の状況 | 30 |
| （８）障害者雇用の状況 | 31 |

---

|                              |           |
|------------------------------|-----------|
| <b>現状と課題を踏まえた取組の方向性と目指す姿</b> | <b>33</b> |
|------------------------------|-----------|

---

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| <b>第３章 施策展開</b> | <b>36</b> |
|-----------------|-----------|

---

|                              |           |
|------------------------------|-----------|
| <b>I 産業を振興し、稼げる力を高める</b>     | <b>37</b> |
| 施策１ 変化に向き合う中小企業・小規模事業者の支援    | 38        |
| 施策２ イノベーションの創出促進と企業誘致の推進     | 40        |
| 施策３ 観光の振興                    | 42        |
| <b>II 誰もが安心して活躍できる社会をつくる</b> | <b>45</b> |
| 施策４ 就業支援と労働環境の改善             | 46        |
| 施策５ 女性・高齢者・外国人の雇用促進や活躍支援     | 48        |
| 施策６ 障害者の就業支援                 | 50        |
| 施策７ 企業の人材確保・育成               | 52        |

|                          |           |
|--------------------------|-----------|
| <b>第４章 計画を着実に実行する仕組み</b> | <b>55</b> |
|--------------------------|-----------|

---

|                  |    |
|------------------|----|
| 1 合理的根拠に基づく施策立案  | 56 |
| 2 P D C Aによる施策評価 | 56 |
| 3 様々な機関との連携      | 56 |

|            |           |
|------------|-----------|
| <b>資料編</b> | <b>57</b> |
|------------|-----------|

---

|                  |    |
|------------------|----|
| 1 埼玉県中小企業振興基本条例  | 58 |
| 2 埼玉県小規模企業振興基本条例 | 60 |

※ 本戦略における「産業」には、農林水産業を含みません。

# はじめに

## 1 策定の趣旨

本県では、令和8年度（2026年度）を目標年次とする「埼玉県産業元気・雇用アップ戦略」を令和4年（2022年）3月に策定し、様々な施策に取り組んできました。

近年、国内外の経済環境は大きく変化し、コロナ禍以降のデジタル化の進展、国際的なサプライチェーンの再編、物価上昇、エネルギー価格の高騰、気候変動への対応など、企業活動を取り巻く課題は複雑化しています。

このような社会経済状況でも経済成長を進めていくためには、生産性の向上や新たな産業の育成に取り組むなど、変化に柔軟に対応し、稼げる力を高めていく必要があります。

また、我が国の中長期的課題である生産年齢人口<sup>\*</sup>の減少は進んでおり、経済の活力を維持するためには、引き続き、就業を希望する誰もが意欲を持って働き、活躍できる環境を整えていく必要があります。

そこで、「埼玉県5か年計画<sup>\*</sup> ～日本一暮らしやすい埼玉へ～」を踏まえ、本県の強みを生かした産業と労働に係る施策展開の方向性や具体的なプログラムを示すものとして、本戦略を策定しました。

なお、本計画は、科学技術・イノベーション基本法（平成7年法律第130号）第5条に基づき策定する本県の科学技術施策の総合指針として位置付けます。

庁内関係部局、企業、大学、研究機関、経済団体、労働団体、市町村、国などと連携し、効果的な施策展開を図ってまいります。

<sup>\*</sup>生産年齢人口：年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳から64歳までの人口。

<sup>\*</sup>埼玉県5か年計画：埼玉県が目指す将来像と今後5年間に取り組む施策の体系を明らかにした県政運営の基本となる行政計画。

## 2 計画期間

令和9年度（2027年度）から令和13年度（2031年度）までの5年間とします。

なお、社会経済情勢の著しい変化や制度の大幅な変更が生じた場合などには、必要に応じて計画の変更を行います。

## 3 特徴

### （1）埼玉県中小企業振興基本条例を具現化する戦略

平成14年（2002年）12月に、本県における中小企業振興施策の大綱や施策実施のための県の責務などを規定した「埼玉県中小企業振興基本条例」（資料編参照）が制定されました。

平成24年（2012年）10月には、制定後の中小企業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえ、時代の変化に的確に対応した中小企業の振興策を推進し、中小企業の健全な成長発展を図るために、同条例の一部が改正されました。

条例では、「中小企業の振興は、県が中小企業の創意工夫と自主的な努力を尊重し、その特性に応じた総合的な施策を、国、市町村、商工団体及びその他の機関の協力を得ながら推進することを基本とする」とされています。

本戦略は、この基本方針を踏まえ、中小企業の経営基盤強化の支援、経営革新<sup>\*</sup>の促進、海外における事業の展開等の促進、経営環境等の変化への対応、金融の円滑化、創業及び新事業の創出の促進、人材の育成及び確保、経営者及び後継者の育成、商工団体の活動の促進など条例に示された中小企業の振興施策の大綱を着実に実現するための戦略です。

### （2）埼玉県小規模企業振興基本条例を具現化する戦略

平成29年（2017年）12月に、本県における小規模企業振興施策の大綱や施策実施のための県の責務などを規定した「埼玉県小規模企業振興基本条例」（資料編参照）が制定されました。

条例では、「小規模企業の振興は、小規模企業者の自主的な努力及びそれに対する適切な支援により小規模企業の活力の向上を図り、その事業の持続的な発展を推進することを基本とする」とされています。

本戦略は、この基本方針を踏まえ、小規模企業の商品の販売又は役務の提供の促進、新たな事業の展開の促進、創業の促進、事業承継の円滑化、人材の育成及び確保など条例に示された小規模企業の振興施策の大綱を着実に実現するための戦略です。

### （３）社会経済情勢の変化に的確に対応する戦略

生産年齢人口\*の減少や少子高齢化・人口減少、デジタル化・脱炭素化の加速、国際情勢の不確実性、物価上昇などの社会経済情勢の変化を踏まえ、この５年間に取り組むべきことを的確に進めるための戦略です。

### （４）中小企業・小規模事業者と勤労者を徹底支援する戦略

県内企業の連携・協業、スタートアップの創業・成長、成長産業への参入、企業誘致、デジタルトランスフォーメーション（DX）、新製品の開発、商店街の活性化、観光振興の施策を積極的に進め、県内企業の生産性向上、賃上げを実現する適切な価格転嫁、地域経済の活性化を図ります。

また、就業を希望する誰もが意欲を持って働き、能力を十分に発揮するための就業支援、働きやすい職場環境づくり、県内企業の人材確保支援、産業構造の変化に対応した人材育成などにより、中小企業・小規模事業者と勤労者を徹底支援します。

### （５）産業と雇用の好循環を目指した戦略

産業の活性化によって新たな雇用が生まれ、働く人が一層能力を発揮することによって付加価値が高まり、産業が更に発展するという、産業と雇用の好循環を目指します。

### （６）科学技術・イノベーション創出の振興を図るための戦略

持続的に成長・発展する社会を実現するため、科学技術・イノベーション創出の振興による社会課題の解決や産業の振興、人材育成を支援します。

\*生産年齢人口：年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳から64歳までの人口。

\*デジタルトランスフォーメーション（DX）：デジタル（Digital）と変革を意味するトランスフォーメーション（Transformation）により作られた造語。様々なモノやサービスがデジタル化により便利になったり効率化され、その結果デジタル技術が社会に浸透することで、それまでには実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革を意味する。



# **第 1 章**

## **社会経済情勢の変化**

## 1 人口減少・超少子高齢社会の到来

我が国の人口は、国勢調査が開始された大正9年（1920年）から平成22年（2010年）まで増加を続けてきましたが、平成27年（2015年）調査では減少に転じ、人口減少社会に突入しました。

全国とは異なり本県の人口は平成27年（2015年）以降も増加を続け、令和2年には約734万人となりましたが、総務省の人口推計によると、令和3年10月1日現在の人口で初めて前年より減少しました。さらに、令和7年国勢調査速報値による人口は約729万人に減少しており、人口減少局面に転じたことが明らかとなっています。

本県の人口は今後も継続的に減少し、令和32年（2050年）には令和2年から1割以上減少すると見込まれています。

年齢区分別にみると、0歳から14歳までの年少人口は、少子化の影響を受け、令和32年（2050年）には令和2年から約4割減少し、約55万人にまで急減する見込みです。

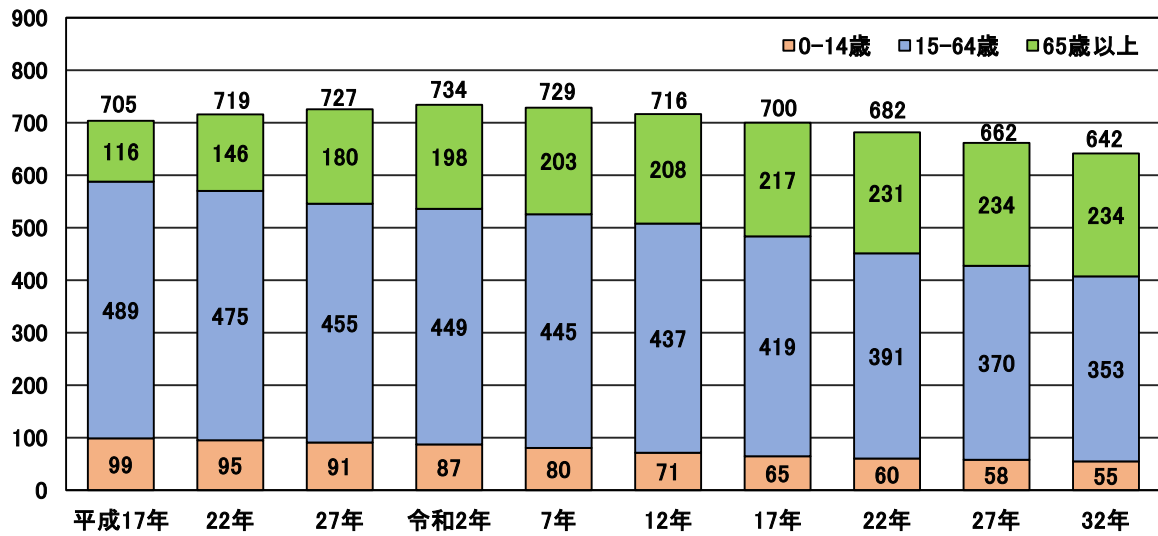
また、15歳から64歳までの生産年齢人口は、平成12年（2000年）の約501万人をピークに減少が続いており、令和32年（2050年）にはピーク時から約3割減少し、約353万人になると推計されています。

一方で、令和22年（2040年）には、団塊ジュニア世代が全て65歳以上の高齢者となり、さらに、令和27年（2045年）には本県の高齢者は約234万人となるなど、異次元の高齢化が進行することが見込まれています。

生産年齢人口が減少する中で社会の活力を維持し高めていくには、本県産業の稼げる力を高める必要があります。県内企業の99.8%を占める中小企業・小規模事業者の生産性向上とともに、成長可能性の高い産業の育成・集積を図ることが重要です。

また、就業する意欲と能力がありながら、就業できていない女性、高齢者、外国人、障害者など誰もが十分に力を発揮し、活躍できるような環境を整え、就業を支援することが求められます。

本県の将来人口の見通し(年齢3区分別)



平成27年までは国勢調査（総務省）、令和2年は「国勢調査」（総務省）の不詳補完結果、  
 令和7年以降は埼玉県推計  
 （なお、端数処理の関係で年齢3区分別の合計と人口総数が一致しない場合もある。）

## 2 デジタル技術による変革

人口減少と超少子高齢化が進行していく中であっても、社会の活力を維持し、県民にとってより快適で豊かな暮らしやすい社会を築くためには、生産性を高める必要があります。

デジタル技術は、電気や水道などのライフラインと同様に社会基盤として定着し、私たちの生活全般、産業や行政などあらゆる分野で不可欠なツールとなっています。

特に近年では、生成AI<sup>\*</sup>をはじめとするAI<sup>\*</sup>技術の進展が、企業活動や私たちの生活にも革新をもたらしています。このような中、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和7年法律第53号）が令和7年9月に全面施行され、12月にはAI政策の方向性を示す人工知能基本計画が国により策定されました。

同計画では、「世界で最もAIを開発・活用しやすい国」を目指すとしており、AIを効率化や生産性向上の手段にとどまるものとするのではなく、経済・社会構造の変革や新たな付加価値の創出につなげていくことが期待されています。

また、企業活動では、人口減少下においても労働生産性を向上させるために、データとデジタル技術を活用した業務効率化や新規ビジネスの創出、ビジネスモデルの変革を目指すデジタルトランスフォーメーション（DX）<sup>\*</sup>が求められています。しかし、特に中小企業を中心に導入コストやデジタル人材の不足などからDXの遅れが課題となっています。

<sup>\*</sup>生成AI：人間が入力した質問・作業指示（プロンプト入力）などに応じて文章・画像などを生成するAI。

<sup>\*</sup>AI：Artificial Intelligenceの略。人工的な方法による学習、推論、判断などの知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術。

<sup>\*</sup>デジタルトランスフォーメーション（DX）：デジタル（Digital）と変革を意味するトランスフォーメーション（Transformation）により作られた造語。様々なモノやサービスがデジタル化により便利になったり効率化され、その結果デジタル技術が社会に浸透することで、それまでには実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革を意味する。

## 3 変化する働き方と労働環境

柔軟な働き方<sup>\*</sup>の浸透などを背景に、女性の労働参加が進んできたことに加え、平成25年（2013年）に始まった65歳までの継続雇用の義務化により、60代の労働参加も進んでいます。

また、本県で働く外国人労働者は、平成19年（2007年）に外国人雇用状況の届出が義務化されて以降、一貫して増加しています。令和7年10月末現在、外国人労働者数は、全国では約257万人、本県では全国第5位の約13万人であり、ともに過去最高となっています。

このような背景の下、本県の労働力人口<sup>\*</sup>は、平成26年（2014年）以降増加傾向が続き、令和7年には約424万人と、過去最高の水準となっています。

しかしながら、本県では、平成27年（2015年）以降1倍台が続く有効求人倍率や主要先進7か国の中でも低い水準にある完全失業率が示すとおり、労働需給がひ

っ迫した状況にあります。また、若者のものづくり産業に対する関心も低下しています。

さらに、時間外労働の上限規制やパートタイム労働者の増加などを背景に、労働者全体の労働時間は減少しています。

今後も生産年齢人口\*の減少が進行していく中で、持続可能な成長を実現するためには、柔軟な働き方を前提とした労働者全体の労働時間の確保と生産性の向上が必要です。

また、本県の強みであるものづくり産業の魅力向上と若年人材の確保・育成も課題となっています。

\*柔軟な働き方：テレワークや勤務シフトの選択制など、時間や空間の制約にとられない働き方。

\*労働力人口：15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口のこと。

\*生産年齢人口：年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳から64歳までの人口。

## 4 激甚化・頻発化する自然災害等の危機

### （ア）気候変動による風水害の激甚化・頻発化

気候変動は地球規模で進行し、自然環境や人々の暮らしに深刻な影響を及ぼしています。温室効果ガスの増加により気温が上昇し、その結果として大雨や猛暑、干ばつなどの極端な気象現象の発生頻度と強度が高まっています。こうした変化は、農業や水資源への深刻な脅威となり、インフラ整備の在り方にまで影響を与え、社会経済活動に大きなリスクをもたらしています。

日本の年平均気温は過去100年間で1.44℃上昇しています。1時間降水量50mm以上の非常に激しい雨の年間発生回数は増加していることに加え、大規模な被害が想定される1時間降水量100mm以上の猛烈な雨が毎年のように発生するなど、浸水被害のリスクが増大しています。また、日本近海の海面水温の上昇により、台風の勢力拡大にも影響を与えており、風水害リスクは今後も更に高まると見込まれています。

このため、ハード・ソフト両面での早急な防災・減災対策が求められています。

### （イ）発生リスクが高い大規模地震

令和8年（2026年）7月28日、熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード7.1（暫定値）の地震が発生し、大きな被害が生じました。

埼玉県においても、首都直下地震などの大規模地震の発生リスクは依然として高い状況です。政府の中央防災会議によると、マグニチュード7クラスの首都直下地震が発生する確率は今後30年間で70%程度と評価されています。

また、同会議の被害想定では、県内では最大震度6強の揺れが起こり、県内での死者数は最大約3,200人、建物の全壊・焼失は最大約7万2,000棟となることから

試算されています。

こうした状況を踏まえ、迫りくる大規模地震に対して備えが必要となります。

#### （ウ）感染症の脅威

令和２年以降、世界的に流行した新型コロナウイルス感染症は、感染症の脅威が社会に与える影響の大きさを示しました。本県でも医療ひっ迫や社会経済活動の停滞など影響は大きく、感染症対策の重要性が再認識されました。

新型インフルエンザや未知の感染症によるパンデミック\*は今後も発生するリスクがある一方、予測が困難であり、平時の備えが重要となります。

#### （エ）不確実性が高まる国際情勢

近年の国際情勢は、ロシアによるウクライナ侵攻や、中東地域における緊張の高まりなど、世界における紛争が絶えない上に一層複雑化しています。また、米国による保護主義的政策をはじめとする各国の通商政策などによる世界的な経済変動の影響もあり、先行きの不確実性が高まっています。

また、世界的な物価高騰や為替の急激な変動などによるコストプッシュ型のインフレ\*が、県民の暮らしや企業経営を圧迫するなど、地域経済への影響が生じています。

生活に関わる物価高騰への支援や、企業の賃上げ環境の整備をはじめ、生活者・事業者に対する国と連携した支援が求められています。

\*パンデミック：国境や大陸を越え、世界中に広がった感染症の流行。

\*コストプッシュ型のインフレ：原材料価格や賃金などの生産コストが上昇することによって引き起こされる物価上昇。

## 5 充実していく交通ネットワーク

本県は、首都圏1都7県、人口約4,400万人の巨大マーケットの中央に位置し、優れた広域交通ネットワークによる高い交通利便性により、交通の要衝になっています。

本県最大のターミナル駅である大宮駅には、北海道、東北、秋田、山形、上越、北陸新幹線が乗り入れており、東日本全体を結ぶ高速鉄道網が形成されています。

また、本県には、都心から放射状に延びる常磐自動車道（常磐道）、東北自動車道（東北道）や関越自動車道（関越道）、これらを環状に結ぶ首都圏中央連絡自動車道（圏央道）、東京外かく環状道路（外環道）が整備されています。圏央道は、西日本へとつながる中央自動車道（中央道）、東名高速道路（東名高速）とも接続し、海外への玄関口である成田国際空港を結んでいます。

令和7年3月には圏央道の県内区間が全線4車線化され、県内の東西方向の交通が一段と強化されました。

さらに、高速道路などと一体となって機能する新大宮上尾道路や東埼玉道路の自動車専用部の一部区間で整備が進められるなど、道路ネットワークの強化により更なる利便性の向上が図られています。

このような特徴をより生かすことで、企業活動や物流・観光など様々な分野で本県の活性化につながります。



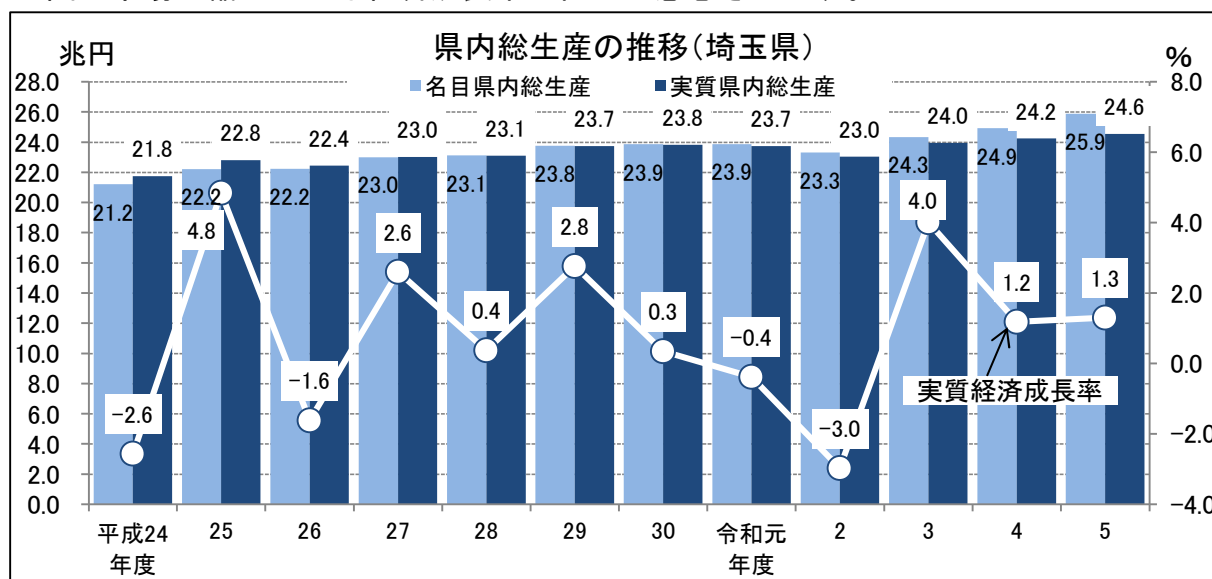
# **第2章**

## **埼玉県産業・労働の 現状と課題**

# 1 産業構造

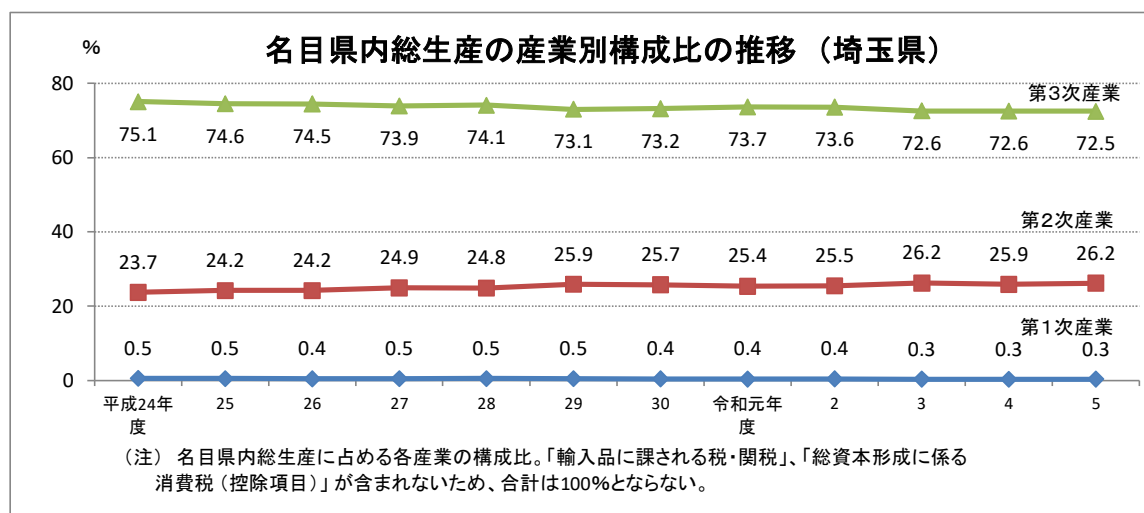
## (1) 県内総生産\*

本県の令和5年度(2023年度)の名目県内総生産は25兆8,867億円、実質県内総生産は24兆5,531億円です。経済成長率は、コロナ禍の影響で一時期マイナスとなりましたが、その後は持ち直し、直近では名目、実質ともに3年連続のプラス成長となりました。今後は、人口の減少と高齢化が進む中で、国内市場の縮小による経済成長率の低下が懸念されます。



資料:埼玉県「令和5年度県民経済計算」

令和5年度(2023年度)の名目県内総生産を産業別にみると、第1次産業は823億円で構成比は0.3%、第2次産業は6兆7,794億円で26.2%、第3次産業は18兆7,644億円で72.5%となっています。

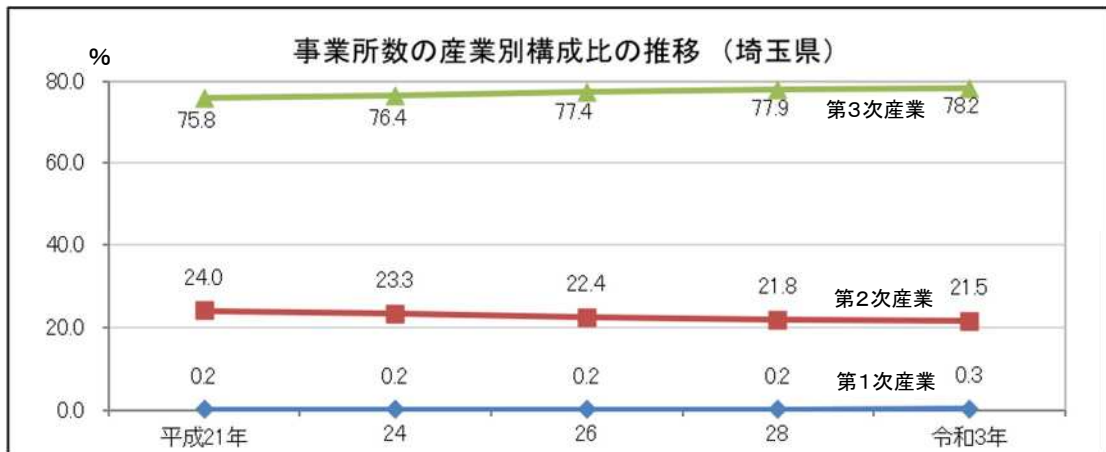


資料:埼玉県「令和5年度県民経済計算」

## (2) 事業所数・企業数の状況

県内の事業所数（民営・非農林漁業）は、平成24年（2012年）の24万4,263事業所から、平成26年（2014年）には24万8,465事業所に増加しましたが、平成28年（2016年）には23万9,966事業所、令和3年（2021年）には22万9,535事業所と減少が進んでいます。

事業所数の産業別構成比の推移をみると、第2次産業の割合が低下し、第3次産業の割合が上昇しています。



| 事業所数       | H21     | H24     | H26     | H28     | R3      |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ①第1次産業     | 559     | 562     | 613     | 576     | 743     |
| ②第2次産業     | 62,872  | 57,105  | 55,705  | 52,486  | 49,401  |
| ③第3次産業     | 198,754 | 187,158 | 192,760 | 187,480 | 180,134 |
| 合計(①+②+③)  | 262,185 | 244,825 | 249,078 | 240,542 | 230,278 |
| 非農林漁業(②+③) | 261,626 | 244,263 | 248,465 | 239,966 | 229,535 |

資料：総務省「令和3年経済センサス」

また、本県の企業数を規模別構成比でみると、中小企業の構成比は99.8%であり、このうち小規模企業は全企業数の86.2%となっています。

### 規模別企業数(令和3年(2021年)6月時点)

|          | 埼玉県     |        | 全国        |        |
|----------|---------|--------|-----------|--------|
|          | 企業数     | 構成比(%) | 企業数       | 構成比(%) |
| 大企業      | 228     | 0.2    | 10,364    | 0.3    |
| 中小企業     | 150,113 | 99.8   | 3,364,891 | 99.7   |
| うち、小規模企業 | 129,638 | * 86.2 | 2,853,356 | * 84.5 |
| 合計       | 150,341 | 100.0  | 3,375,255 | 100.0  |

資料：中小企業庁「2026年版中小企業白書」(総務省「令和3年経済センサス」再編加工)

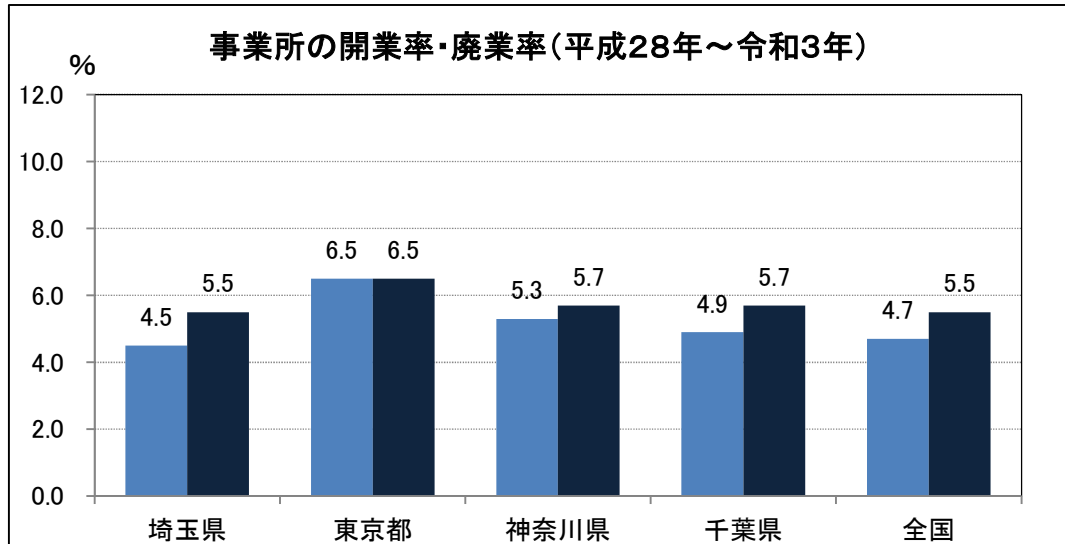
※ 企業区分は中小企業基本法(昭和38年法律第154号)の定める区分による。

\* 小規模企業の構成比は全企業数に占める割合

\* 県内総生産：県内に所在する生産主体が生産活動を行った結果、新たに生み出された付加価値額の総計。県内産出額から中間投入を控除したもの。県内総生産に見合う付加価値は支出面からも捉えることができ、県内総支出と呼ばれる。

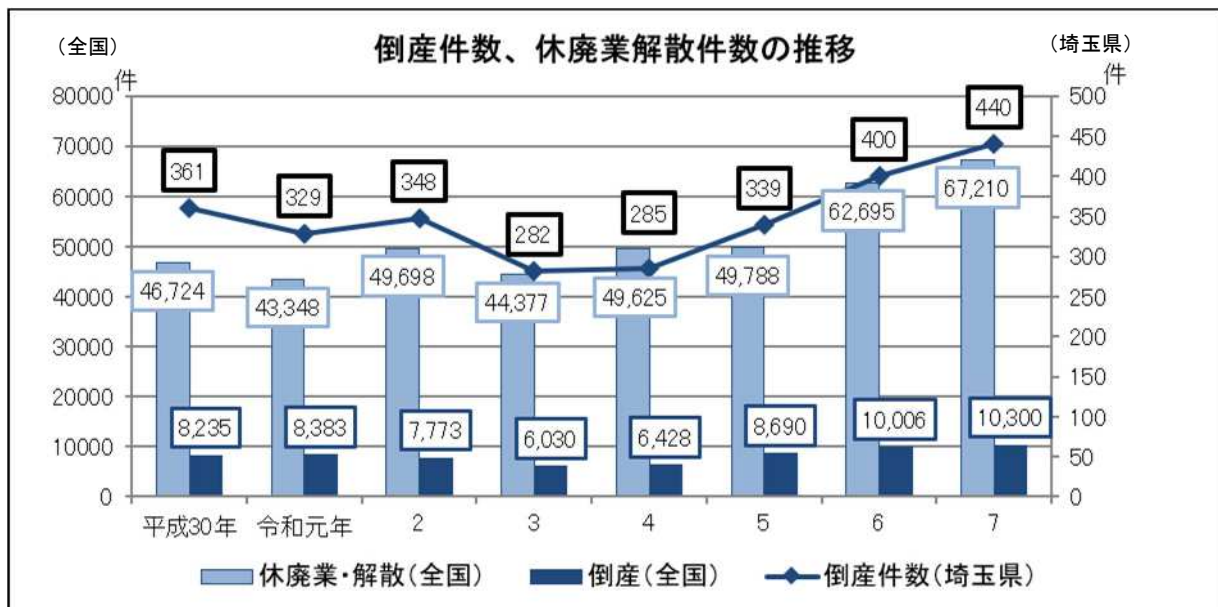
### (3) 開・廃業の状況

本県の平成28年(2016年)から令和3年(2021年)までの事業所の開業率\*は4.5%、廃業率\*は5.5%であり、全国と同水準となっています。



資料:総務省「令和3年経済センサス」を基に推計

企業倒産件数は令和3年(2021年)までは全国的に減少傾向でしたが、令和4年(2022年)以降は一貫して増加傾向が続き、令和6年(2024年)には平成25年(2013年)以来11年ぶりに10,000件を上回る水準となりました。一方、倒産には集計されない休廃業・解散件数も、令和4年(2022年)以降増加傾向が続いており、背景には構造的な要因として経営者の高齢化や後継者不足があると考えられます。



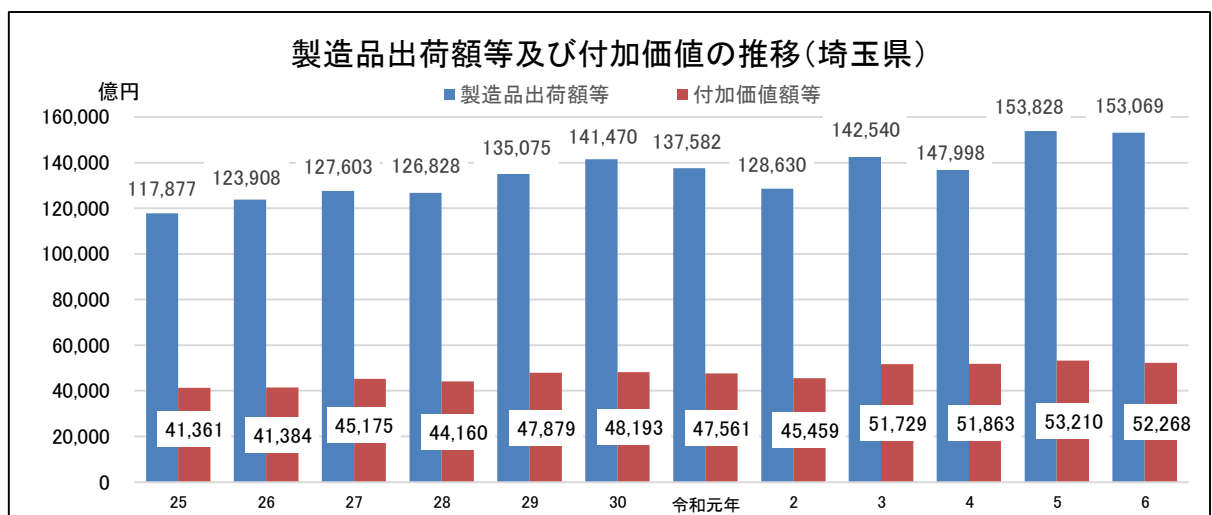
資料:㈱東京商工リサーチ「2025年「休廃業・解散企業」動向調査」、「倒産月報」

※ 倒産件数は負債額1,000万円以上

#### (4) 製造業の動向

本県の製造品出荷額等は、平成25年(2013年)の1兆7,877億円から、景気の変動の影響を受けつつも、11~15兆円台で推移してきました。

令和2年(2020年)は新型コロナウイルス感染症\*の影響により一時的に減少しましたが、サプライチェーンの正常化等により持ち直しの動きが見られ、令和6年(2024年)は1兆5,069億円で全国第7位となっています。製造業の生み出す付加価値額も、令和2年(2020年)以降増加傾向で推移しており、令和6年(2024年)は5兆2,268億円で推移しています。



資料:経済産業省「経済構造実態調査\* -製造業事業所調査」(令和4年、令和5年、令和6年)

総務省「経済センサス\*」(令和3年)

経済産業省「工業統計調査」(平成25年~令和2年)

\* **開業率・廃業率**: 日本では、開業率・廃業率の算出方法として公に定義されたものはないが、一般には、総務省の「事業所・企業統計調査」及び「経済センサス」の結果に基づいて、次のような算出方法がとられている。

開(廃)業率 = 前回調査から今回調査までの年平均の開(廃)業事業所数 / 前回調査時点の事業所数

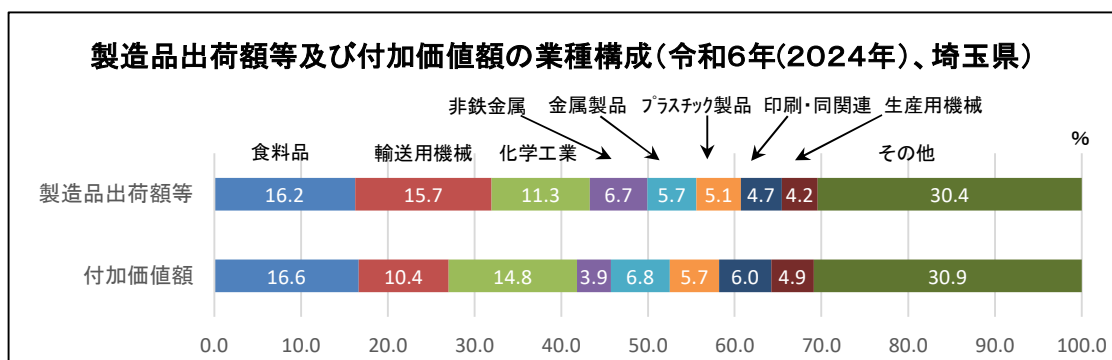
\* **新型コロナウイルス感染症**: 2019年末に中国で確認され、世界的に感染が拡大した感染症。WHOは2020年3月にパンデミックを宣言し、日本国内では2020年1月に初めて感染者が確認された。

\* **経済センサス**: 事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的とした調査。事業所・企業の基本的構造を明らかにする基礎調査と事業所・企業の経済活動の状況を明らかにする活動調査がある。

\* **経済構造実態調査**: 我が国の全ての産業における付加価値や売上高・費用構造などの経済活動の実態を明らかにし、国民経済計算(GDP)の精度向上に資するとともに、5年ごとに実施される「経済センサス - 活動調査」の中間年における産業横断的な経済構造を把握することを目的とした調査。調査は、全産業の一定規模以上の法人企業を対象とする産業横断調査と、製造業の一定規模以上の法人事業所を対象とする製造業事業所調査から構成される。

製造品出荷額等の業種別構成比をみると、「食料品製造業」が16.2%と最も高く、次いで「輸送用機械器具製造業」が15.7%、「化学工業」が11.3%の順となっています。

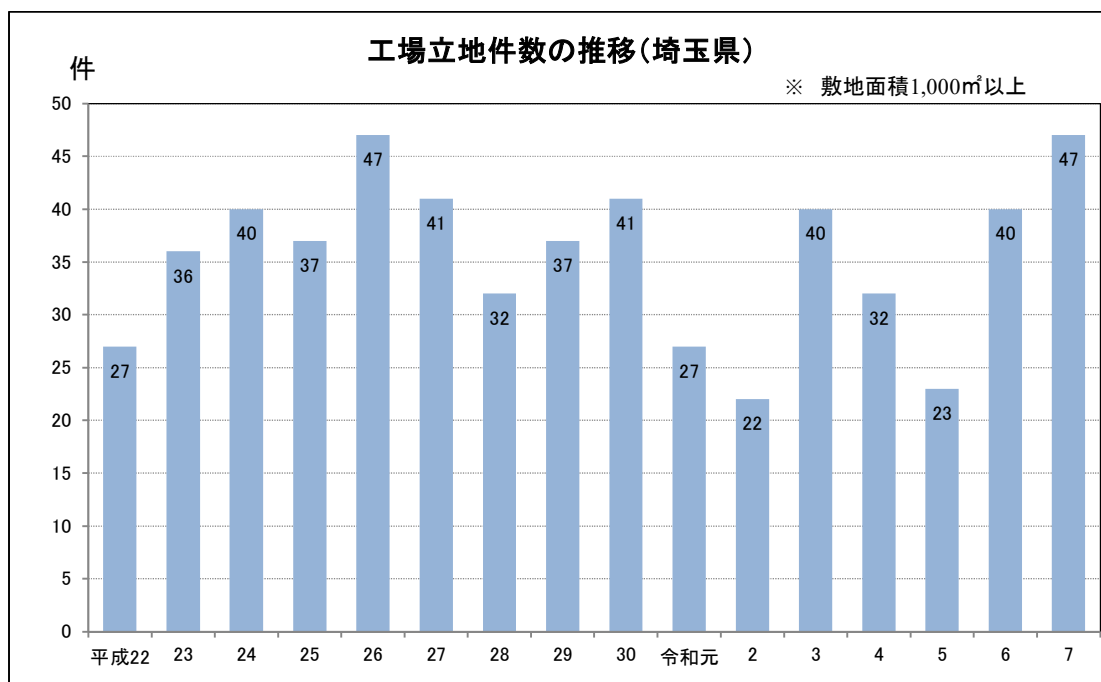
付加価値額の構成比では「食料品製造業」が16.6%と最も高く、次いで「輸送用機械器具製造業」が10.4%、「化学工業」が14.8%となっています。



資料: 経済産業省「経済構造実態調査-製造業事業所調査」

#### (5) 工場立地の状況

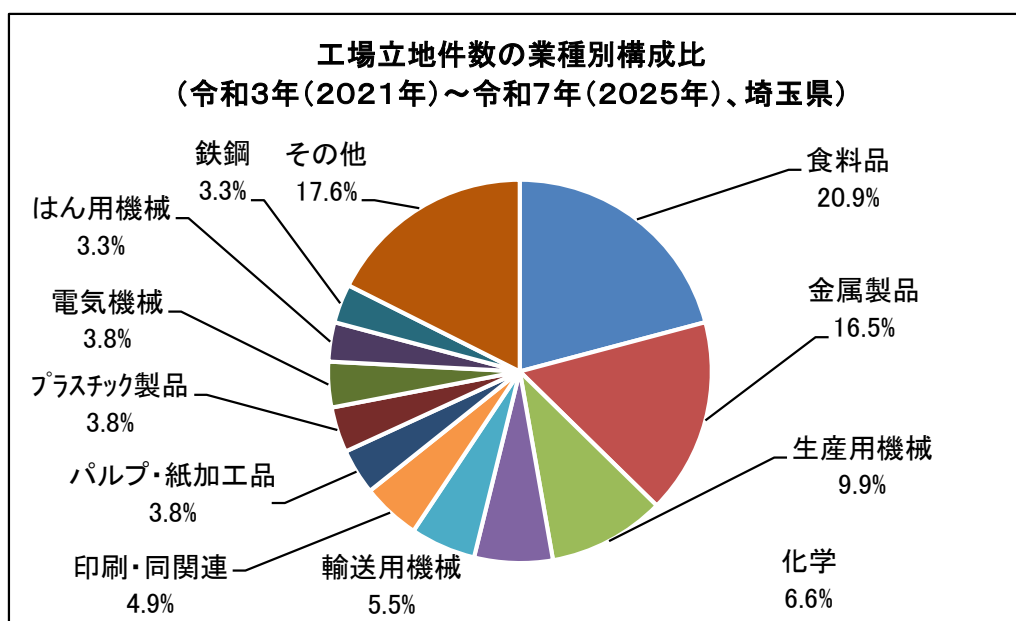
経済産業省の「工場立地動向調査」によると、本県の工場立地件数（敷地面積1,000㎡以上）は、リーマンショック\*後の平成22年（2010年）には27件でしたが、その後は持ち直し、40件前後で推移していました。新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、令和2年（2020年）は22件まで減少しましたが、直近では47件まで回復しています。



資料: 経済産業省「工場立地動向調査」

令和3年（2021年）から令和7年（2025年）までの5年間の立地件数の業種別構成比をみると、「食料品製造業」が20.9%（38件）と最も多く、次いで「金属製品製造業」が16.5%（30件）、「生産用機械」が9.9%（18件）となっています。

本県の立地優位性が企業から評価されることにより、今後も企業立地が進むことが見込まれます。



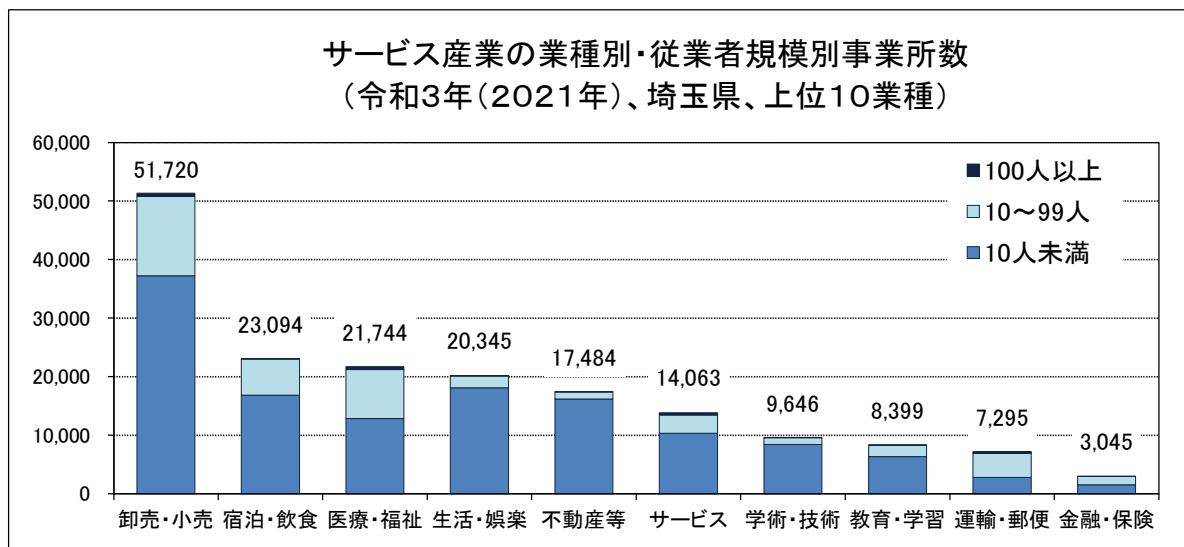
資料：経済産業省「工場立地動向調査」

\* **リーマンショック**：平成20年（2008年）9月に起きたアメリカの投資銀行リーマン・ブラザーズの経営破綻とその後の株価暴落などを指す。リーマン・ブラザーズの破綻後、世界各国の大手金融機関が連鎖的に経営危機に陥るなど、世界的な金融不安が深刻化した。

## （６）商業・サービス産業

サービス産業の事業所数を令和３年（２０２１年）経済センサスの第３次産業で見ると１８０，１３４事業所となっています。

産業大分類別では、「卸売業、小売業」が５１，７２０事業所（構成比２８．７％）と最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が２３，０９４事業所（１２．８％）、「医療、福祉」が２１，７４４事業所（１２．１％）、「生活関連サービス業、娯楽業」が２０，３４５事業所（１１．３％）の順となっています。

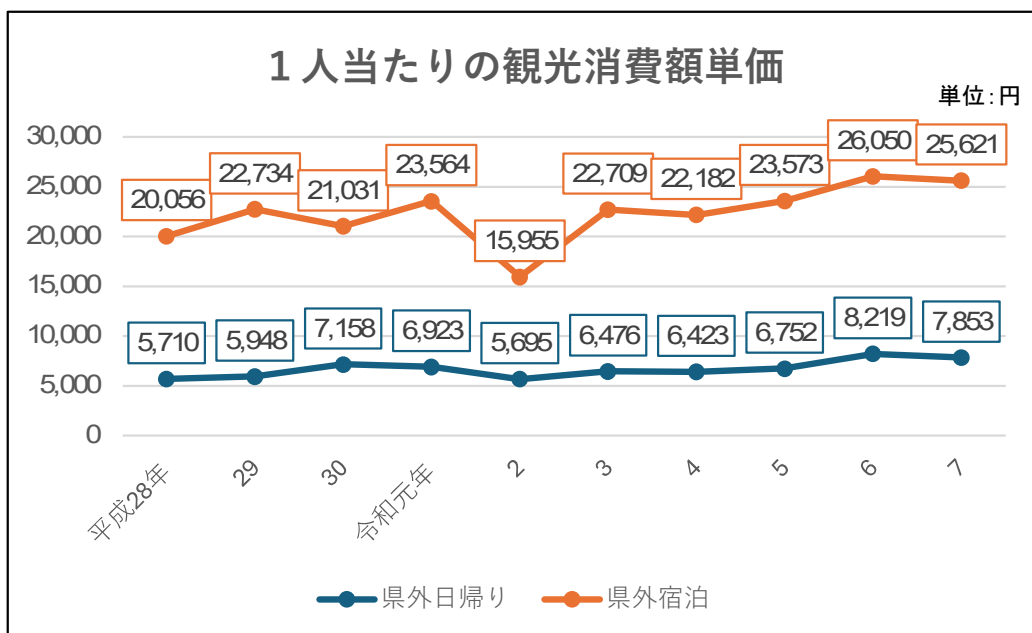
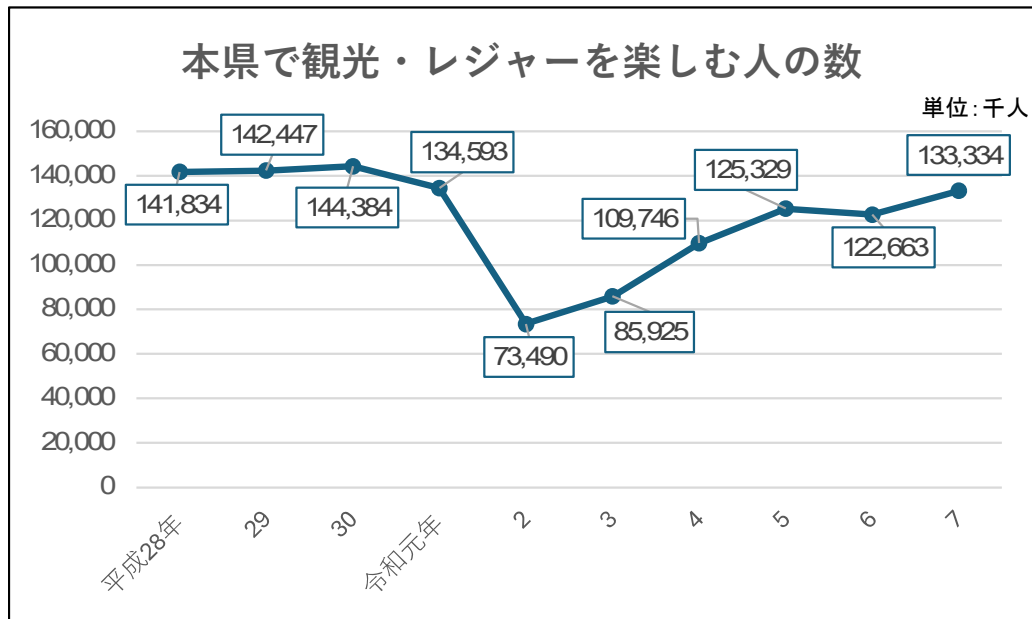


資料：総務省「令和３年経済センサス」

## (7) 観光

令和7年（2025年）の本県で観光・レジャーを楽しむ人の数は、133,334千人となっています。コロナ禍の令和2年（2020年）で大きく落ち込んでからは上昇傾向となっています。

令和7年（2025年）の1人当たりの観光消費額単価を県外日帰り・宿泊別でみると、県外日帰り客が7,853円、県外宿泊者が25,621円となっています。



資料：観光庁の共通基準による「埼玉県観光入込客統計調査」を元に算出

#### （８）本県の研究機関、大学等

県内には、県立の試験研究機関が８機関（９か所）存在し、それぞれの分野で研究活動等を行っています。

また、本県に立地する理化学研究所や科学技術振興機構をはじめとする国立研究開発法人は、民間では困難な基礎・基盤的研究のほか、実証試験、技術基準の策定に資する要素技術開発等の機能を担っています。

さらに、４５校の大学及び１０校の短期大学が立地しており、これらの大学等では様々な分野で研究活動が行われています。

埼玉県立試験研究機関の配置図

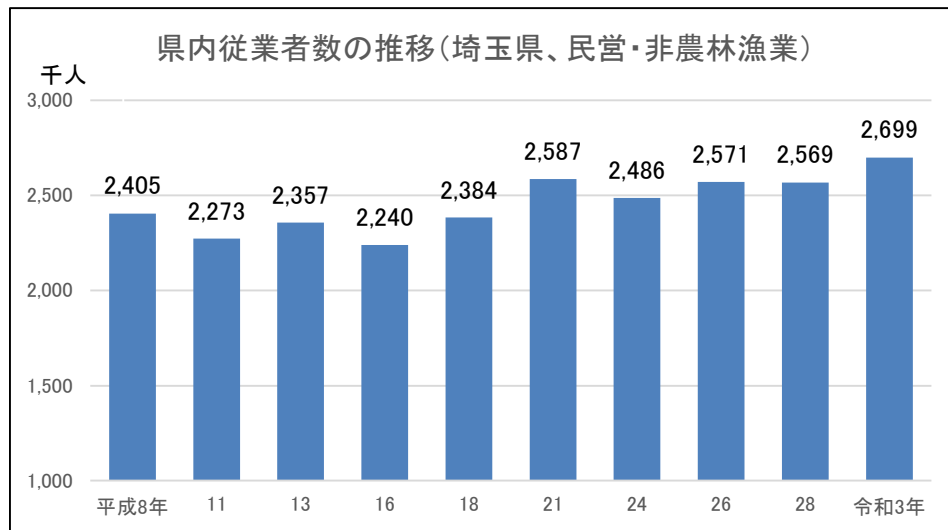


## 2 就業構造と雇用の動向

### (1) 従業者数

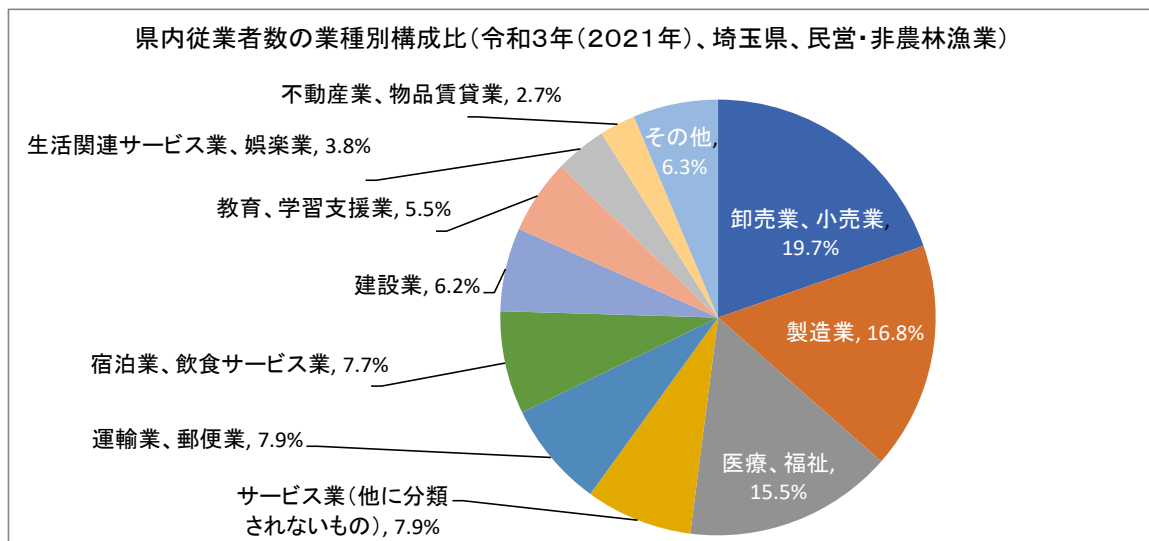
令和3年（2021年）の県内の民営事業所（農林漁業を除く。）における従業者数は269万9千人で、全国第5位となっています。

製造業などの第2次産業が減少傾向にある一方、サービス業などの第3次産業は増加傾向が続いています。



資料：総務省「事業所・企業統計調査」(~18年)、「令和3年経済センサス」

業種別にみると、「卸売業、小売業」の割合が19.7%と最も高く、次いで「製造業」が16.8%、「医療、福祉」が15.5%となっています。また、平成28年（2016年）と比較して従業者数が増加しているのは「医療、福祉」（83,610人増加）、「教育、学習支援業」（65,067人増加）などの業種となっています。

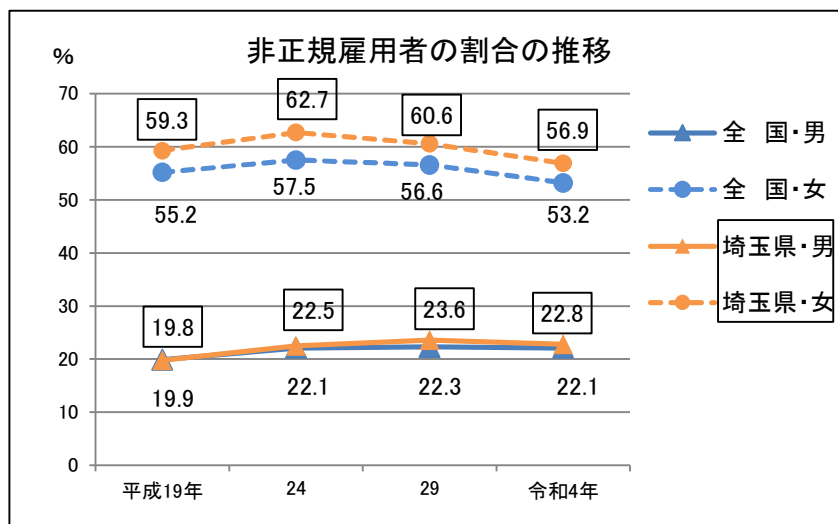


資料：総務省「令和3年経済センサス」

## (2) 雇用形態

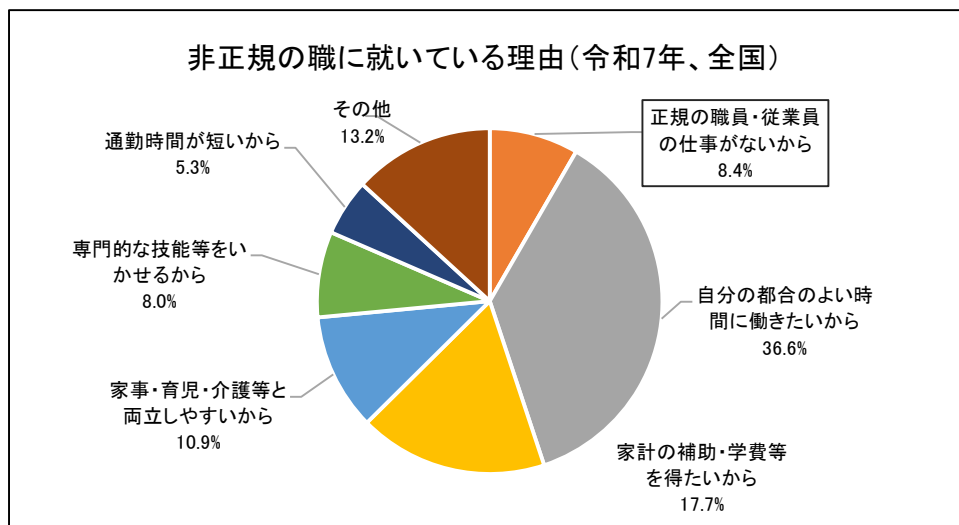
本県の非正規雇用者\*の割合の推移をみると、男性は平成29年(2017年)の23.6%から令和4年(2022年)の22.8%へ、女性は60.6%から56.9%へ下降しています。

非正規雇用者の割合は、平成24年(2012年)までは全国、埼玉県ともに男女で上昇傾向にありましたが、平成29年(2017年)にかけて男性は上昇、女性は下降となり、令和4年(2022年)では男女ともに下降傾向が見られます。また、女性の非正規雇用者の割合は、全国より高い割合で推移しています。



資料:総務省「就業構造基本調査」

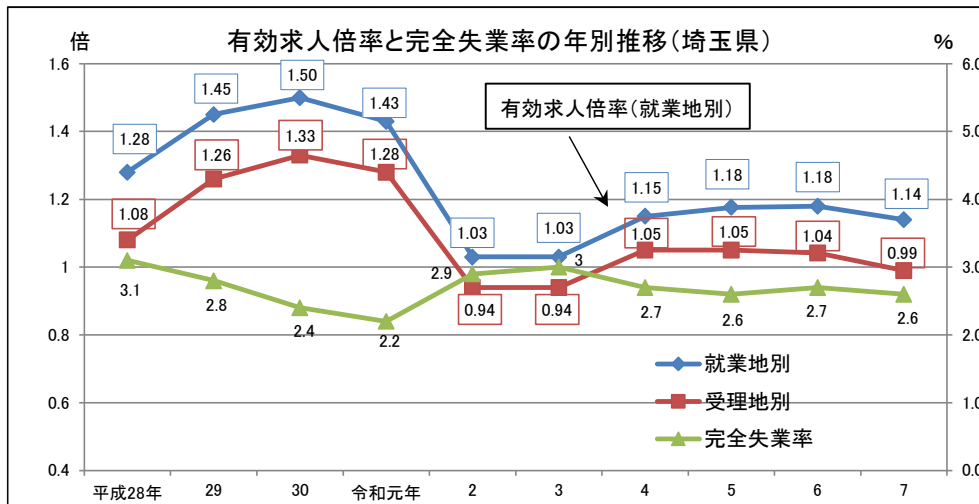
非正規の職に就いている理由をみると、「正規の職員・従業員の仕事がない」ため、不本意ながら非正規雇用の職に就いている人は8.4%となっています。正規雇用の職に就けるよう、就職氷河期世代に対する支援や、育児、介護を両立しやすい職場環境づくりなどの取組を引き続き進めていく必要があります。



資料:総務省「労働力調査」

### (3) 有効求人倍率\*・完全失業率\*の推移

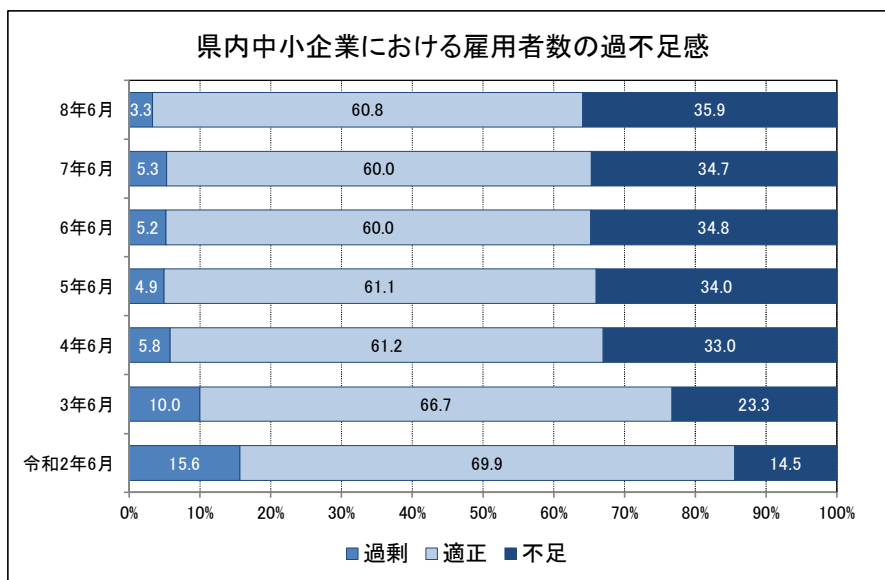
新型コロナウイルス感染症の影響により、本県の雇用情勢は急激に悪化しましたが、その後は改善傾向が続き、令和7年（2025年）の有効求人倍率（就業地別）は1.14倍、完全失業率\*は2.6%となっています。



資料：総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」

また、県内中小企業における雇用者数の過不足感は、令和2年度に「過剰」が「不足」を上回っていましたが、令和3年度以降は、6年連続で「不足」が「過剰」を上回りました。

人材確保は今後も経営上の重要な課題となっています。



資料：埼玉県「埼玉県四半期経営動向調査」

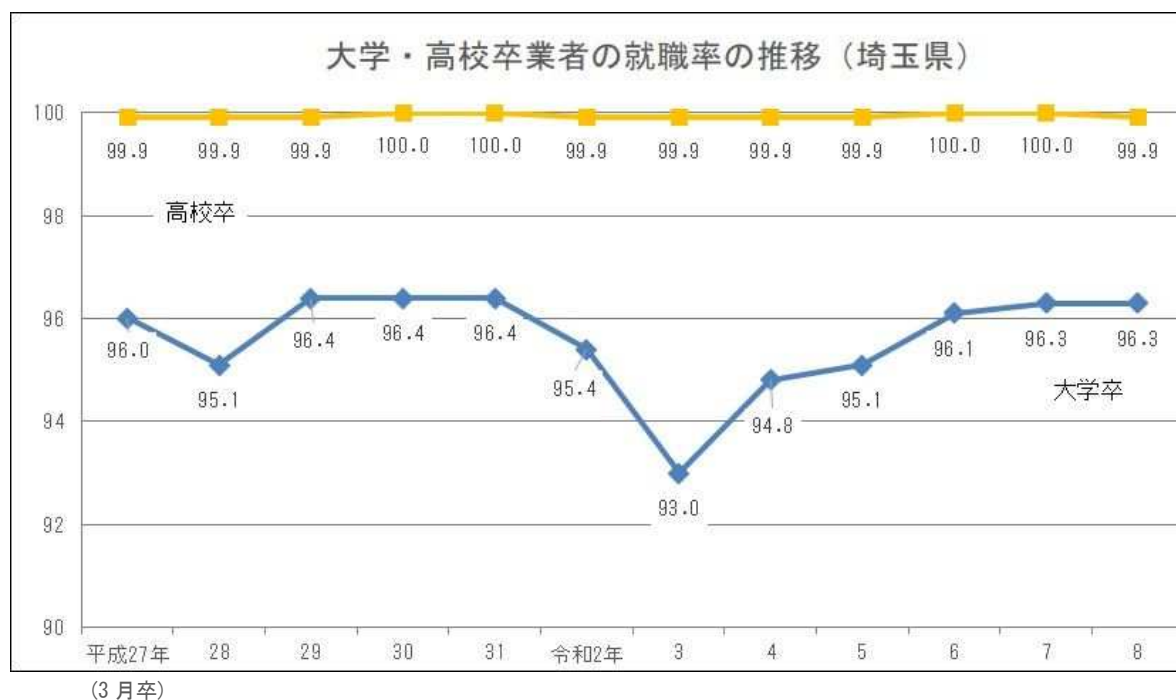
\* **有効求人倍率**：ハローワーク（公共職業安定所）に登録されている有効求職者数に対する有効求人数の割合。各都道府県内のハローワークが受理した求人数を求職者数で除した「受理地別有効求人倍率」と、企業の所在地ではなく実際に就業する都道府県を求人地として試算した求人数を求職者数で除した「就業地別有効求人倍率」がある。

\* **完全失業率**：総務省の労働力調査による、15歳以上人口のうち就業者と完全失業者を合わせた労働力人口に占める完全失業者の割合。完全失業者とは、次の3つの条件を満たす者をいう。①仕事がなく調査期間中に全く仕事をしなかった（就業者でない） ②仕事があればすぐに就くことができる ③調査期間中に仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）

#### (4) 若年者の就業状況

大学卒業者の就職率は令和2年（2020年）3月から悪化し、令和3年（2021年）3月には93.0%となりましたが、その後徐々に改善し、令和8年（2026年）3月は96.3%となっています。

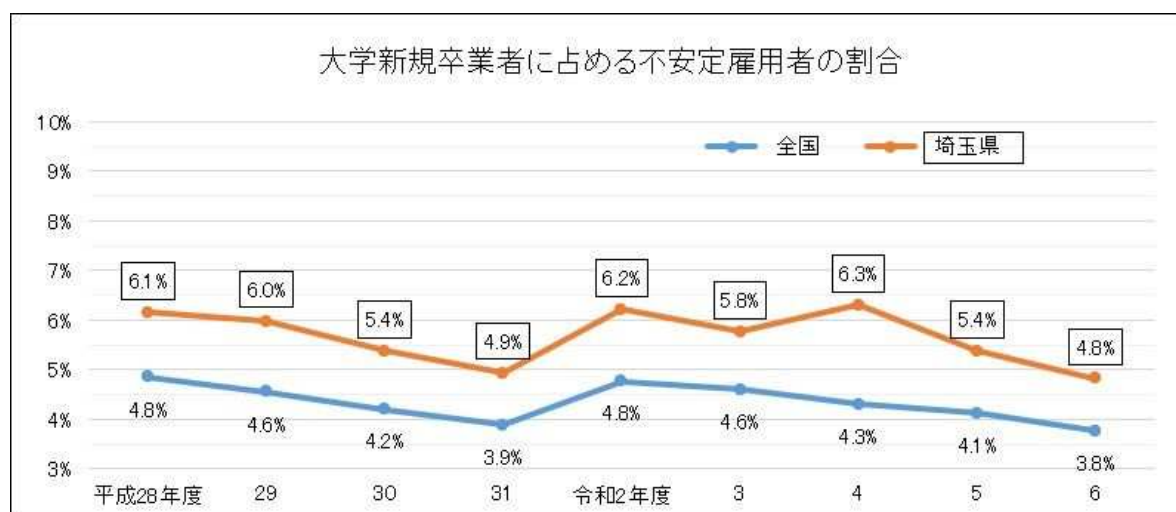
令和8年（2026年）3月の高校卒業者の就職率は99.9%となっています。



資料：埼玉労働局「令和8年3月新規大学等卒業者就職内定状況」（令和8年4月1日現在）

埼玉労働局「令和8年3月新規高等学校卒業予定者の求人・求職・就職内定状況」（令和3年5月末現在）

一方で、県内の大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合は全国より高いものの、令和4年度（2022年度）から減少し、令和6年度（2024年度）は4.8%となっています。

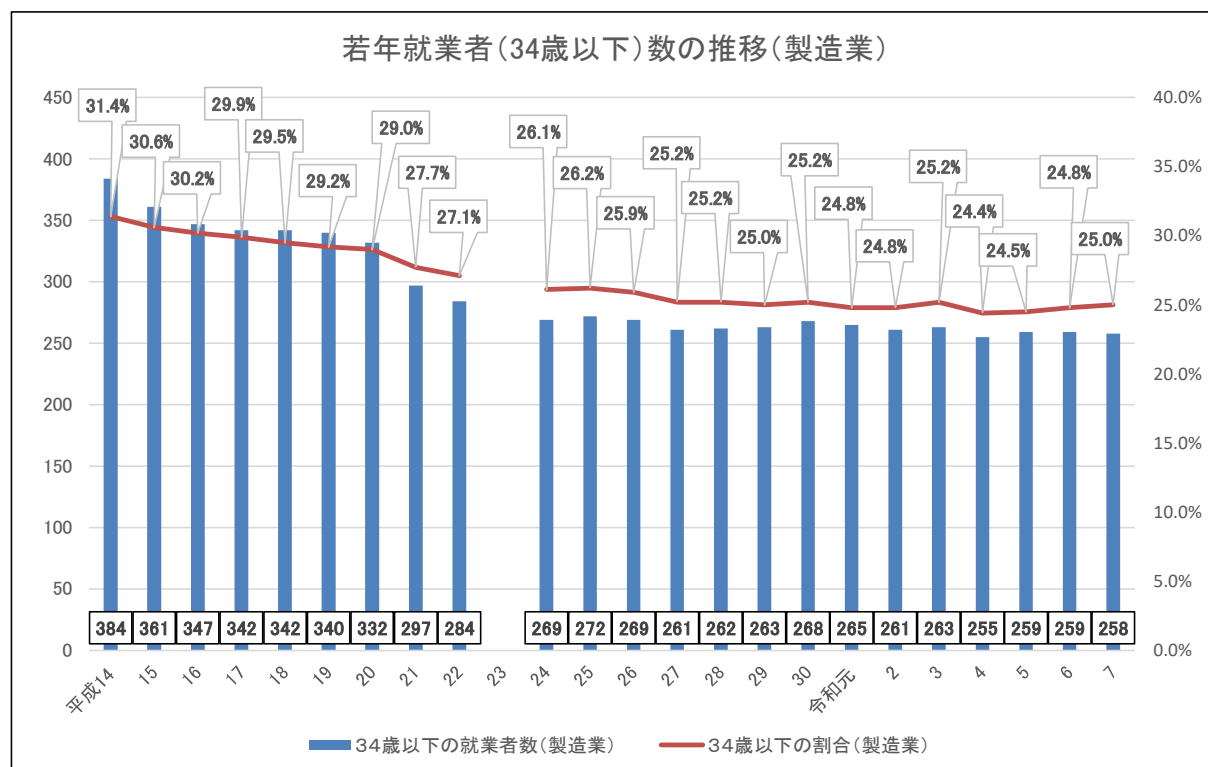


資料：文部科学省「学校基本調査」

※不安定雇用者とは有期雇用労働者及び臨時労働者のこと

全国の製造業における若年就業者（３４歳以下）数は、平成２４年（２０１２年）頃まで減少傾向が続き、以降はほぼ横ばいで推移しており、令和７年（２０２５年）は２５８万人となっています。

また、若年就業者の割合をみると、平成１４年（２００２年）から平成１６年（２００４年）は３０％を超える水準でしたが、平成１７年以降は２０％台で推移し、令和７年（２０２５年）には２５．０％となっています。



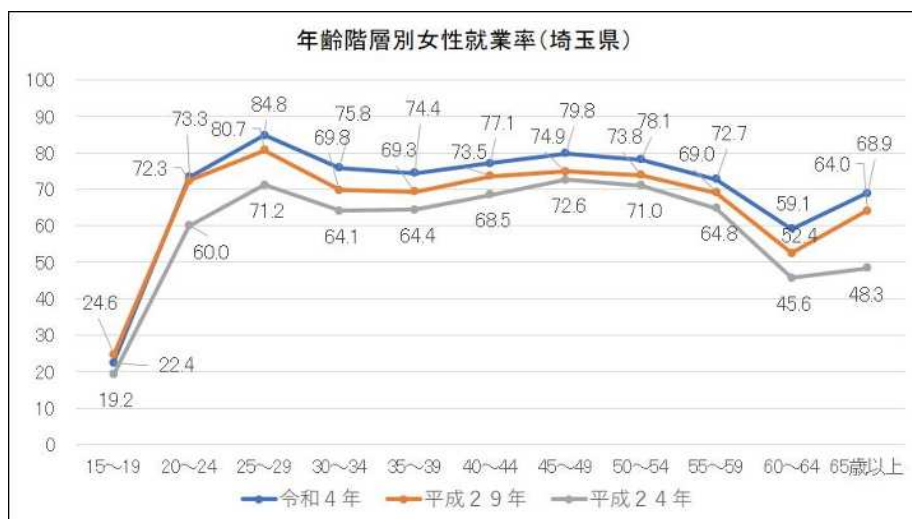
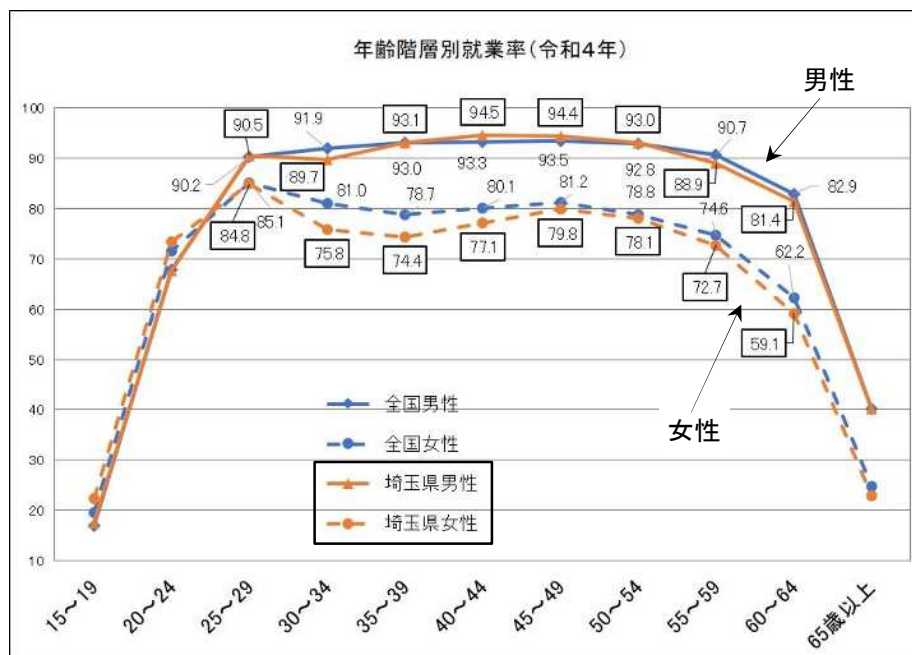
備考：２０１１年（平成２３年）は、東日本大震災の影響により、全国集計結果が存在しない。

資料：経済産業省「2026年版ものづくり白書」

## (5) 女性の就業状況

女性の年齢階層別就業率は、結婚や出産を機に30歳代で一度落ち込む、いわゆるM字カーブとなります。本県は全国よりM字の谷が深いですが、30代女性就業率と20代女性就業率との差が縮まり、M字カーブの谷は浅くなっています。

引き続き、就業する意欲のある女性が生き生きと活躍できる環境を整備し、就業を支援していく必要があります。

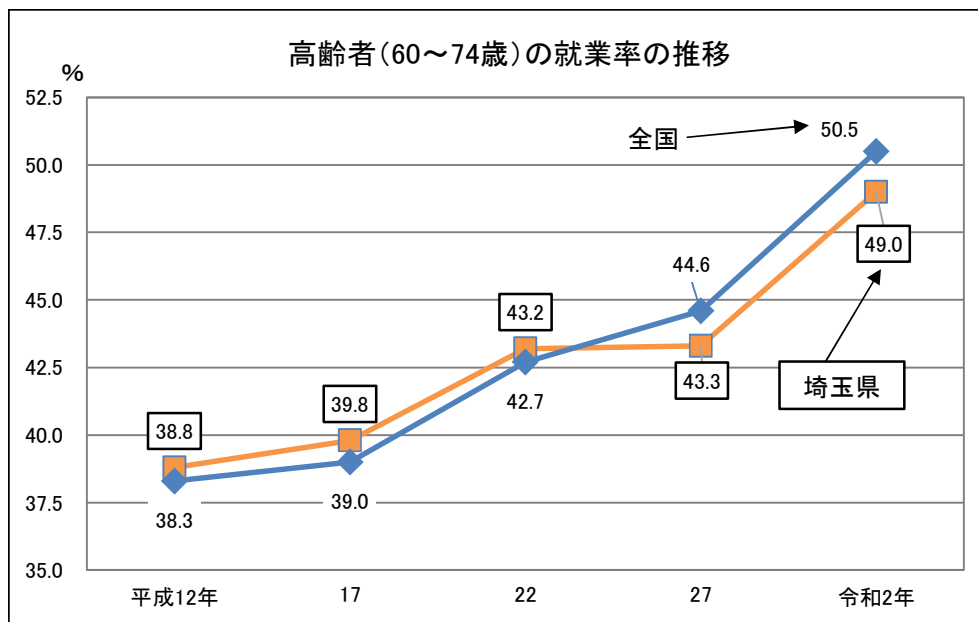


資料:総務省統計局「令和4年就業構造基本調査」

- \* **非正規雇用者**: 期間の定めのないフルタイムの労働契約で働く労働者を正規雇用者とし、それ以外の雇用者の総称。総務省統計局の労働力調査では、勤め先で一般社員・正社員などと呼ばれている人を「正規の従業員」、それ以外のパート・アルバイト・派遣社員・契約社員・嘱託などを「非正規の従業員」と分類している。
- \* **有効求人倍率**: ハローワーク（公共職業安定所）に登録されている有効求職者数に対する有効求人数の割合。各都道府県内のハローワークが受理した求人数を求職者数で除した「受理地別有効求人倍率」と、企業の所在地ではなく実際に就業する都道府県を求人地として試算した求人数を求職者数で除した「就業地別有効求人倍率」がある。
- \* **完全失業率**: 総務省の労働力調査による、15歳以上人口のうち就業者と完全失業者を合わせた労働力人口に占める完全失業者の割合。完全失業者とは、次の3つの条件を満たす者をいう。①仕事がなく調査期間中に全く仕事をしなかった（就業者でない）②仕事があればすぐに就くことができる ③調査期間中に仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）

## (6) 高齢者の就業状況

本県における60歳から74歳までの高齢者の就業率は上昇しており、本県の令和2年(2020年)の就業率は49.0%となっていますが、全国平均を下回っています。

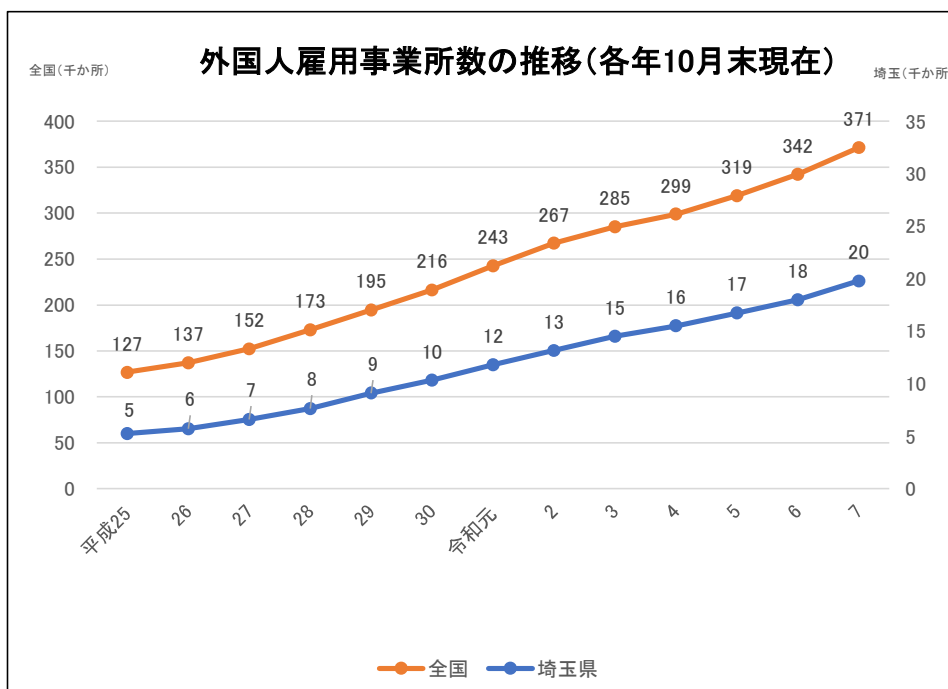
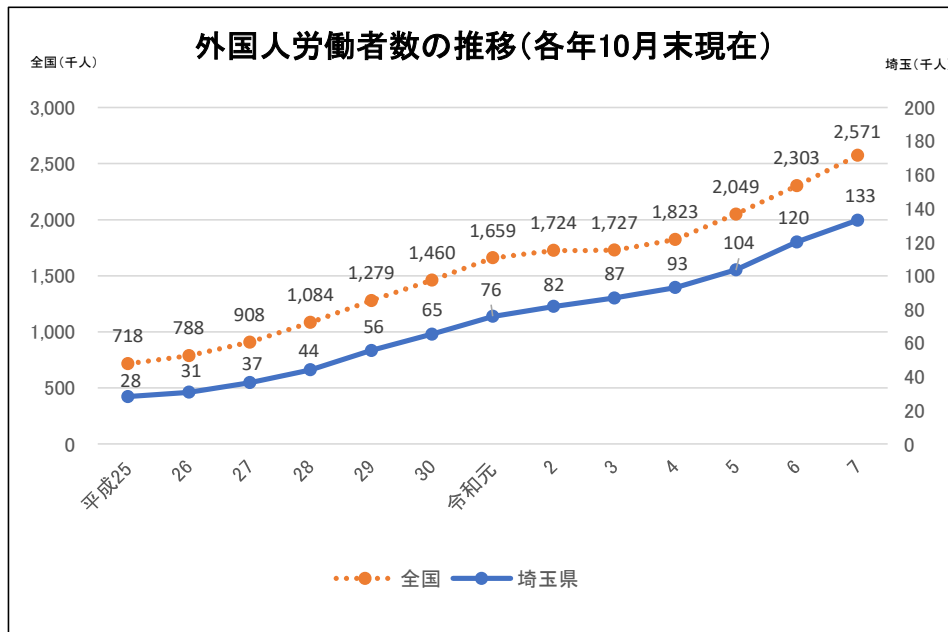


資料:総務省「国勢調査」

## (7) 外国人雇用の状況

外国人労働者数、外国人雇用事業所数ともに、本県及び全国では上昇傾向が続いています。外国人労働者数は令和5年に10万人を上回り、令和7年には13万3千人となっています。

外国人雇用事業所数は平成30年に1万か所を上回り、令和7年には2万か所となっています。

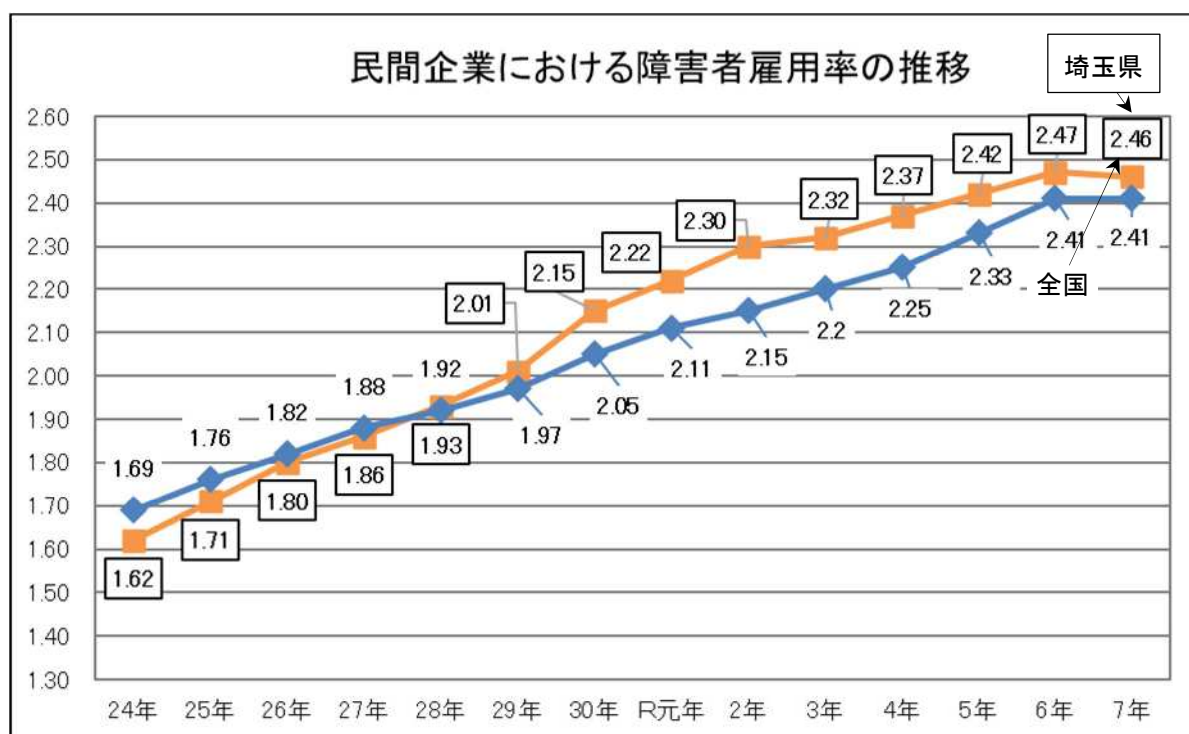


資料:〈厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ 及び 埼玉労働局「外国人雇用状況」の届出状況まとめ〉を基に作成

# (8) 障害者雇用の状況

民間企業における障害者雇用率をみると、本県では令和7年（2025年）に2.46%となっており、全国の2.41%と比べると0.05ポイント高くなっています。

なお、平成28年（2016年）以降、全国比では雇用率は高く推移していますが、令和8年7月から法定雇用率が2.7%に引き上げられていることから、引き続き就労を希望する障害者が能力と適性を発揮できるよう、障害者雇用の拡大と職場定着支援を更に進める必要があります。



資料：厚生労働省「障害者雇用状況」



# **現状と課題を踏まえた 取組の方向性と目指す姿**

# 現状と課題を踏まえた取組の方向性と目指す姿

## 第1章 社会経済情勢の変化

### ○人口減少・超少子高齢社会の到来

- ・本県における人口減少局面への転換
- ・生産年齢人口\*減少と労働需給ひっ迫

### ○デジタル技術による変革

- ・AI技術の進展
- ・労働生産性向上に向けたDX\*への対応

### ○変化する働き方と労働環境

- ・女性・高齢者の労働参加
- ・外国人労働者の増加

### ○激甚化・頻発化する自然災害等の危機

- ・気候変動による風水害の激甚・頻発化
- ・不確実性が高まる国際情勢

### ○充実した交通ネットワーク

- ・東日本全体を結ぶ高速鉄道網
- ・充実した道路ネットワーク

\***生産年齢人口**：年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳から64歳までの人口。

\***デジタルトランスフォーメーション（DX）**：デジタル（Digital）と変革を意味するトランスフォーメーション（Transformation）により作られた造語。様々なモノやサービスがデジタル化により便利になったり効率化され、その結果デジタル技術が社会に浸透することで、それまでには実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革を意味する。

\***県内総生産**：県内に所在する生産主体が生産活動を行った結果、新たに生み出された付加価値額の総計。県内産出額から中間投入を控除したもの。県内総生産に見合う付加価値は支出面からも捉えることができ、県内総支出と呼ばれる。

\***非正規雇用者**：期間の定めのないフルタイムの労働契約で働く労働者を正規雇用者とし、それ以外の雇用者の総称。総務省統計局の労働力調査では、勤め先で一般社員・正社員などと呼ばれている人を「正規の従業員」、それ以外のパート・アルバイト・派遣社員・契約社員・嘱託などを「非正規の従業員」と分類している。

## 第2章 埼玉県の産業・労働の現状と課題

### ○産業構造

- ・人口減少・高齢化の進行により、国内市場縮小、経済成長低下が懸念
- ・県内総生産\*は名目、実績ともに令和2年以降、3年連続プラス成長
- ・中小・小規模企業が99.8%
- ・埼玉県の倒産件数は令和7年に440件となり、令和3年以降上昇傾向
- ・令和6年の製造品出荷額等は令和5年から減少して全国7位
- ・工場立地件数は令和5年以降、2年連続で増加し、令和7年は47件
- ・1人当たりの観光消費額単価は、県外日帰り、宿泊ともに増加傾向

### ○就業構造と雇用の動向

- ・令和3年の県内民営事業者（農林漁業を除く。）における従業者数は全国5位
- ・非正規雇用者\*の割合は男女ともに下降傾向
- ・有効求人倍率\*、完全失業率\*ともに令和5年以降横ばい
- ・県内中小企業における雇用者数の過不足感は、令和8年度まで6年連続で不足が過剰を上回る
- ・県内大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合は全国平均よりも高く、令和6年度は4.8%
- ・女性の就業率は全国平均を下回るも、上昇傾向
- ・高齢者の就業率は全国平均を下回るも、上昇傾向
- ・外国人労働者数は増加傾向
- ・障害者雇用率は全国平均を上回るが、法定雇用率（2.7%）未満

## 目指す姿

### 「持続可能な経済成長の実現」

環境変化や新たな社会の動きに対応するとともに、身近に迫る脅威にも備えることで、レジリエンス\*を確保し、持続的な経済成長を実現している。

### 「誰もが働きがいを感じながら能力を発揮できる社会の実現」

多様な人材が安心して働きがいを感じながら、それぞれの能力を発揮できる社会を実現している。



## 取組の方向性

- 人口減少が進む中でも、大規模な消費地と生産地が同居する本県の強みを生かして地域経済を活性化させる。
- 企業のイノベーション創出やスタートアップの創業・成長を支援するとともに、成長産業への参入や企業誘致、DXの推進により、労働生産性の向上を実現する。
- 柔軟な働き方の推進や幅広い層への就業支援により、若者、女性、高齢者、外国人、障害者など多様な人材が活躍できる環境を整える。

## 目指す姿に向けての施策展開

### 1 産業を振興し、稼げる力を高める

- 施策1 変化に向き合う中小企業・小規模事業者の支援
- 施策2 イノベーションの創出促進と企業誘致の推進
- 施策3 観光の振興

### 2 誰もが安心して活躍できる社会をつくる

- 施策4 就業支援と労働環境の改善
- 施策5 女性・高齢者・外国人の雇用促進や活躍支援
- 施策6 障害者の就業支援
- 施策7 企業の人材確保・育成

\* **有効求人倍率**：ハローワーク（公共職業安定所）に登録されている有効求職者数に対する有効求人数の割合。各都道府県内のハローワークが受理した求人数を求職者数で除した「受理地別有効求人倍率」と、企業の所在地ではなく実際に就業する都道府県を求人地として試算した求人数を求職者数で除した「就業地別有効求人倍率」がある。

\* **完全失業率**：総務省の労働力調査による、15歳以上人口のうち就業者と完全失業者を合わせた労働力人口に占める完全失業者の割合。完全失業者とは、次の3つの条件を満たす者をいう。①仕事がなく調査期間中に全く仕事をしなかった（就業者でない） ②仕事があればすぐに就くことができる ③調査期間中に仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）

\* **レジリエンス**：英語で「強靱さ」を意味する言葉。地域においては、災害などの突発的な変化や平常時の重圧に対して、より着実に耐久し、適応するための能力とされている。

# **第3章**

## **施 策 展 開**

## I 産業を振興し、稼げる力を高める

生産年齢人口\*が減少する中で、地域経済が持続的に成長・発展を続けるには、企業の生産性を向上させるとともに、成長産業の育成、誘致など、本県経済をけん引する企業を生み出し、「稼げる力」を高めることが重要です。

商工団体による経営支援やDX\*の推進支援、海外販路開拓の支援、取引の適正化に向けた支援など、様々な取組により、変化に向き合う中小企業・小規模事業者を支援します。

県内企業が将来にわたって成長・発展できるよう、企業のイノベーション\*やサーキュラーエコノミーの取組を促進するとともに、企業誘致の推進による産業の集積、ロボット関連産業や映像関連産業の振興を図ります。

埼玉の強みを生かした魅力ある観光を推進し、国内外からの誘客を促進します。

### 施策1 変化に向き合う中小企業・小規模事業者の支援

### 施策2 イノベーションの創出促進と企業誘致の推進

### 施策3 観光の振興

## 指標（KGI\*）

### ■ 県内就業者1人当たり労働生産性 ※

|     |                   |
|-----|-------------------|
| 目標値 | 1,025.9万円（令和13年度） |
|-----|-------------------|

※ 県内企業の付加価値の総額を示す県内総生産（名目）を県内就業者数で除したもの。

\***生産年齢人口**：年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳から64歳までの人口。

\***DX**：デジタル（Digital）と変革を意味するトランスフォーメーション（Transformation）により作られた造語。様々なモノやサービスがデジタル化により便利になったり効率化され、その結果デジタル技術が社会に浸透することで、それまでには実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革を意味する。

\***イノベーション**：新しいものを生産する、あるいは既存のものを新しい方法で生産すること。創造的活動による新製品開発、新生産方法の導入、新マーケットの開拓、組織の改革等が挙げられる。

\***KGI**：最終的な目標を定量的に評価するための指標。KGIはKey Goal Indicatorの略。県の施策効果のほか、民間活動や社会経済情勢などの要因によっても変動する。

## 施策 1 変化に向き合う中小企業・小規模事業者の支援

- 身近な相談機関である商工団体との連携により中小企業・小規模事業者の経営革新\*などの取組をサポートします。
- 中小企業・小規模事業者が取り組むデジタル化への支援を強化することでDX\*を推進し、生産性の向上やビジネスモデルの変革につなげます。
- 事業継続計画（BCP）、販路開拓、事業承継を促進するなど、経営課題の解決に向けた取組を支援します。
- 高い成長が見込まれる海外マーケットへの販路拡大を支援するなど、新たな事業展開を後押しします。
- 中小企業制度融資により、中小企業の円滑な資金調達を支援します。
- 持続的な賃上げを実現するため、取引の適正化を進めます。
- 北部地域の産業振興等を図るため、北部地域振興交流拠点の整備を推進します。
- 商店街の担い手育成、新たな集客イベントの開催への支援などを通じて、地域商業の活性化に取り組みます。
- 持続可能な物流の確保のため、業界特性に応じた支援を行います。

### 主な取組

- 1 商工団体等を通じた経営支援
  - （１）安定的な運営や相談機能の強化等に向けた商工団体への支援
  - （２）安定的な運営や相談機能の強化等に向けた中小企業組合への支援
- 2 商工団体等と連携した経営革新\*の取組への支援
  - （１）経営革新計画の策定支援
  - （２）経営革新計画のフォローアップ
- 3 中小企業・小規模事業者に対するDX\*支援
  - （１）DXコンシェルジュによるデジタル化のステージに応じた支援
  - （２）優れたDX取組事例の横展開や各種支援情報の発信等による支援
  - （３）DXの推進に向けたAI活用支援
- 4 経営課題解決に向けた取組への支援
  - （１）中小企業・小規模事業者の事業継続計画（BCP\*）策定支援
  - （２）広域商談会や地域別商談会の開催等による販路開拓の支援
  - （３）事業承継や事業再生等の支援

## 5 海外を目指す県内企業の裾野拡大と新たな事業展開の支援

- (1) 「海外マーケティング推進コンソーシアム」による支援
- (2) テストマーケティングなどマーケットイン視点での海外販路開拓の支援
- (3) ジェトロと連携した海外販路開拓の支援
- (4) ものづくりの分野で世界と取引できる企業の育成

## 6 創業の支援

- (1) 県・市町村・支援機関が連携した創業支援

## 7 資金調達の円滑化

- (1) 中小企業制度融資による中小企業等への資金繰り支援

## 8 賃上げの実現に向けた取引適正化の支援

- (1) 円滑な価格転嫁に向けた環境整備

## 9 北部地域振興交流拠点の整備

- (1) 北部地域の産業振興等を目的とした北部地域振興交流拠点の整備

## 10 商店街の担い手育成やにぎわいづくり、環境整備の支援

- (1) 商店街の担い手の育成
- (2) 新たな集客イベントや施設整備等への支援
- (3) 課題解決に取り組む商店街への専門家派遣

## 11 持続可能な物流確保に向けた支援

- (1) 業界特性に応じた物流事業者への支援

## 指標 (KPI)

### ■ 県内中小企業・小規模事業者のDXに向けた取組割合（アナログのデジタル化など初歩段階の取組を除く） ※

|     |               |
|-----|---------------|
| 目標値 | 43.0%（令和13年度） |
|-----|---------------|

※ 「埼玉県四半期経営動向調査」において、DXに向けて取り組んでいる事業者のうちアナログのデジタル化など初歩段階の取組を除いた事業者の割合

### ■ 変化に向き合う取組に関する計画（経営革新、事業継続力強化、事業承継）の策定件数 ※

|     |                         |
|-----|-------------------------|
| 目標値 | 9,000件（令和9年度～令和13年度の累計） |
|-----|-------------------------|

※ 経営革新計画の承認件数、事業継続力強化計画の認定件数、事業承継計画策定件数の合計

\* **経営革新**：事業者が新たな事業活動を行うことにより、経営の相当程度の向上を図ること。中小企業等経営強化法における経営革新計画承認制度は、経営革新に関する計画（3～8年間）を知事が承認する制度。

\* **DX**：デジタル（Digital）と変革を意味するトランスフォーメーション（Transformation）により作られた造語。様々なモノやサービスがデジタル化により便利になったり効率化され、その結果デジタル技術が社会に浸透することで、それまでには実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革を意味する。

\* **BCP**：Business Continuity Plan（業務継続計画又は事業継続計画）の略。自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、中核となる業務（事業）の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における業務（事業）継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。

\* **KPI**：目標を達成するための取組の進捗状況を定量的に測定する指標。KPIはKey Performance Indicatorの略。県の取組による直接的又は間接的な影響により成果が発現する。

## 施策2 イノベーションの創出促進と企業誘致の推進

- 企業の連携・協業によるオープンイノベーション\*の創出やスタートアップの創業・成長の支援、イノベーション\*の担い手の育成を行うとともに、新たな成長産業への参入を支援します。
- 企業の持続的な成長を促すために必要な技術や製品の開発を支援する。
- 事業者に対してワンストップで技術相談やマッチング、リーディングモデル構築などの支援を行い、サーキュラーエコノミー\*型ビジネスへの転換を促進します。
- 産業用地の確保、誘致活動、立地後のフォローアップまで市町村や民間事業者などと連携してワンチームで展開することで、税収や雇用創出効果が高い企業や、成長産業分野の企業などの誘致を着実に進めます。

### 主な取組

- 1 渋沢MIX\*によるビジネスマッチングなどを通じたイノベーション創出支援
  - (1) オープンイノベーションの創出・促進
  - (2) スタートアップの創出・成長支援
  - (3) イノベーションを担う人材の育成
- 2 新市場の開拓や競争優位性の確立につながる新技術や新製品の開発支援
  - (1) ものづくりイノベーション支援センター埼玉による新技術・新製品開発支援
  - (2) 産学官連携の推進や知的財産の活用支援
  - (3) デザインを活用した製品開発支援
- 3 サーキュラーエコノミーの推進
  - (1) サーキュラーエコノミー推進センター埼玉\*における事業者間のマッチングや製品の販路拡大の促進
  - (2) 県内企業のサーキュラーエコノミー型ビジネスへの転換支援
  - (3) 産業団地におけるサーキュラーエコノミーの取組の促進
- 4 企業誘致の推進とフォローアップによる立地企業の定着や再投資への支援

- (1) 税収や雇用効果が高く、成長が期待できる分野の企業の積極的な誘致
- (2) 市町村や支援機関、民間企業等と連携した、オール埼玉による企業誘致からフォローアップまでの一貫した支援
- (3) 県北地域などへの企業誘致の推進

## 5 S A I T A M A ロボティクスセンター（仮称）整備とロボット関連産業への参入・開発の支援

- (1) ロボット開発の拠点施設と実証フィールドの整備
- (2) 埼玉県ロボティクスネットワークの運営

## 6 S K I P シティ\*を活用した映像関連産業の振興

- (1) 彩の国ビジュアルプラザとNHKとの連携による最新の映像技術やコンテンツ等を核とした賑わいの創出

## 指標 (KPI)

### ■ 渋沢M I Xにおけるマッチング件数 ※

|     |                        |
|-----|------------------------|
| 目標値 | 1,000件（令和9年～令和13年度の累計） |
|-----|------------------------|

※ 会員と全国の企業、各種団体などをつないだ件数

### ■ 新規の企業立地件数 ※

|     |                       |
|-----|-----------------------|
| 目標値 | 250件（令和9年度～令和13年度の累計） |
|-----|-----------------------|

※ 令和9年度以降、県の誘致活動により県内に立地した本社・工場・研究所などの累計件数

### ■ サーキュラーエコノミーに取り組む県内中小企業の割合 ※

|     |               |
|-----|---------------|
| 目標値 | 21.0%（令和13年度） |
|-----|---------------|

※ 「埼玉県四半期経営動向調査」における「サーキュラーエコノミーの認知度と取組状況」についての設問に対して、「取り組んでいる」と回答した県内中小企業の割合

\* **オープンイノベーション**：企業内部と外部のアイデア・技術を組み合わせることで新たな製品やサービスを生み出す経営手法。

\* **イノベーション**：新しいものを生産する、あるいは既存のものを新しい方法で生産すること。創造的活動による新製品開発、新生産方法の導入、新マーケットの開拓、組織の改革等が挙げられる。

\* **サーキュラーエコノミー**：生産から廃棄までのあらゆる段階で資源の徹底的な循環利用を図り、その取組を企業の収益につなげていく経済活動。

\* **渋沢M I X**：約500もの企業の創立に携わった埼玉県出身の偉人である渋沢栄一が、適切な人や企業をマッチングすることで企業を成長に導いたことに倣い、人々が出会い、つながり、共創することで、新たな価値を生み出すイノベーション創出拠点。

\* **サーキュラーエコノミー推進センター埼玉**：令和5年6月に新都心ビジネス交流プラザに設置された資源の効率的・循環的な利用（循環経済（サーキュラーエコノミー））に取り組む県内企業に対して、相談対応やマッチング等で支援するワンストップ拠点

\* **SKIPシティ**：Saitama Kawaguchi Intelligent Parkの略。中小企業の振興と次世代映像産業の導入・集積並びに国際競争力を備えた人材育成を目的とした施設。このうち、彩の国ビジュアルプラザでは、映像ミュージアムやインキュベーターオフィス、各種貸出施設等を備えており、今後の映像産業を支える人材の育成を図っている。

### 施策3 観光の振興

- 歴史や文化、自然など本県の多彩な観光資源や東京からの近さといった優位性を生かし、外国人観光客を含め、広域的なプロモーションを行うことで、本県への来訪や消費を促進します。
- 魅力的な県産品を多く方に知って、買ってもらえるよう、認知度向上や販路拡大に取り組み、消費を促進します。
- これらの取組を、観光施策の舵取り役となる観光地域づくり法人（DMO）\*をはじめ、市町村や民間事業者などと連携して効果的に実施することで、観光を通じて地域経済の活性化を図ります。

#### 主な取組

##### 1 埼玉の強みを生かした観光振興

- （1）歴史・文化・自然など本県の強みとなる観光コンテンツを活用した誘客の促進
- （2）データマーケティングの推進と観光振興を担う人材の育成
- （3）観光地域づくり法人（DMO）や市町村、民間事業者などとの連携による観光施策の推進体制の充実・強化

##### 2 インバウンド誘致の推進

- （1）外国人観光客の来訪促進
- （2）外国人観光客の受入体制の整備

##### 3 県産品の魅力向上と発信

- （1）県産品の認知度向上と販路拡大

#### 指標（KPI）

##### ■ 観光客1人当たりの観光消費額 ※

###### ① 県外からの宿泊客

|     |                |
|-----|----------------|
| 現状値 | 25,621円（令和7年）  |
| 目標値 | 32,200円（令和13年） |

###### ② 県外からの日帰り客

|     |                |
|-----|----------------|
| 現状値 | 7,853円（令和7年）   |
| 目標値 | 10,900円（令和13年） |

※ 県外からの宿泊客及び日帰り客1人1回当たりの旅行における消費額

■ 本県で観光・レジャーなどを楽しむ人の数 ※

|     |                  |
|-----|------------------|
| 現状値 | 1億3,333万人（令和7年）  |
| 目標値 | 1億5,700万人（令和13年） |

※ 県内の観光地及び祭り、イベントなどに訪れた人数の合計  
（観光入込客の数）

うち、県内における宿泊者数 ※

|     |                |
|-----|----------------|
| 現状値 | 1,712千人（令和7年）  |
| 目標値 | 1,903千人（令和13年） |

※ 本県で観光・レジャーなどを楽しむ人の数の内数である県内の宿泊者数を  
参考値として設定

■ 外国人観光客数 ※

|     |              |
|-----|--------------|
| 現状値 | 125万人（令和7年）  |
| 目標値 | 190万人（令和13年） |

※ 1年間に本県を訪れた外国人観光客数（推計）

\* 観光地域づくり法人（DMO）：Destination Management/Marketing Organizationの略。地域の多様な関係者と協働し、データに基づく戦略策定など科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりの司令塔となる法人。本県では、県内全域を活動エリアとするDMOとして（一社）埼玉県物産観光協会が観光庁に登録されている。



## Ⅱ 誰もが安心して活躍できる社会をつくる

生産年齢人口<sup>\*</sup>の減少や産業構造の変化が見込まれる中でも、誰もが意欲と能力に応じて活躍できる社会をつくることが重要です。

自らの意欲や希望に合わせて、安心と働きがいを感じながら働けるよう、幅広い世代の就業を支援するとともに、働く方が個々の状況に応じて、多様な働き方を選択できるよう、企業による働き方改革<sup>\*</sup>の取組の支援や、誰もが働きやすい職場環境づくりの推進に取り組みます。

社会経済情勢の変化も踏まえ、女性、高齢者、外国人の雇用促進や活躍支援に取り組み、多様な人材が能力を発揮できる社会をつくります。

就労を希望する障害者に職業訓練などの支援を行うとともに、企業に対して雇用機会の拡大や職場環境の整備を促し、就労と職場定着を支援します。

多様な人材が活躍する場として、県内企業の人材確保を支援するとともに、求職者への職業訓練や在職者へのスキルアップ支援、デジタル人材やものづくり人材の育成など、時代のニーズに対応した産業人材の育成に取り組みます。

### 施策 4 就業支援と労働環境の改善

### 施策 5 女性・高齢者・外国人の雇用促進や活躍支援

### 施策 6 障害者の就業支援

### 施策 7 企業の人材確保・育成

## 指標 (KGI<sup>\*</sup>)

### ■ 就業率 ※

|     |                |
|-----|----------------|
| 現状値 | 63.1%（令和 7 年）  |
| 目標値 | 63.9%（令和 13 年） |

※ 本県における 15 歳以上の人口に占める就業者の割合。

<sup>\*</sup>生産年齢人口：年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳から64歳までの人口。

<sup>\*</sup>働き方改革：働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で選択できるようにするための改革。改革を実現するための施策として、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現に向けた支援等がある。

<sup>\*</sup>KGI：最終的な目標を定量的に評価するための指標。K G I はKey Goal Indicatorの略。県の施策効果のほか、民間活動や社会経済情勢などの要因によっても変動する。

## 施策4 就業支援と労働環境の改善

- 就業を希望する方への支援や正規雇用についての意識醸成を行うとともに、一人一人の状況に応じたきめ細かい就職支援をワンストップで行います。
- 新卒者・学卒未就職者や若年無業者など若者が自らの望むキャリアを形成し、安定した生活を送れるよう支援します。
- 企業におけるテレワークなどの柔軟な働き方への取組の支援を行うことで働き方改革を推進します。
- カスタマーハラスメント\*などのハラスメントやメンタルヘルスの対策、介護や病気治療と仕事との両立支援、若手社員の職場定着・人材育成の支援などを通じて、働きやすい職場環境づくりを促進します。
- 労働関係法令の普及啓発や労働相談などを通じて労使間の個別労働紛争の未然防止と解決を促進します。

### 主な取組

#### 1 幅広い世代への就業支援

- (1) 埼玉しごとセンター\*・埼玉しごとサポート\*における就業支援
- (2) 不本意非正規雇用者\*の正規雇用化の支援
- (3) 求職者などを対象とした職業訓練の実施
- (4) 若年無業者\*及び就職氷河期世代\*などへの就職支援

#### 2 若者の活躍支援

- (1) 新卒者やフリーターなどの若者の就業支援
- (2) インターンシップ等による若者と県内中小企業とのマッチング機会の創出
- (3) 大学生や高校生等が県内企業を知る機会の提供
- (4) 奨学金返還支援を行う企業に対する支援

#### 3 多様で柔軟な働き方の推進

- (1) テレワーク\*など柔軟な働き方の推進
- (2) 多様な働き方に取り組む企業への支援

#### 4 働きやすい職場環境づくりの推進

- (1) カスタマーハラスメント\*防止対策の推進
- (2) 介護や病気治療と仕事との両立支援など、働きやすい職場環境づくりの推進

#### 5 労使関係の安定

- (1) 勤労者や企業などへの労働関係法令の普及啓発
- (2) 労働相談を通じた職場のトラブルの解決支援

## 指標（KPI\*）

### ■ 県内大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合 ※

|     |              |
|-----|--------------|
| 現状値 | 4.8%（令和6年度）  |
| 目標値 | 3.8%（令和13年度） |

※ 県内大学新規卒業者に占める不安定雇用者（有期雇用労働者及び臨時労働者）の割合

### ■ 働き方の見直しや改善に取り組む中小企業の割合 ※

|     |               |
|-----|---------------|
| 現状値 | 50.7%（令和7年度）  |
| 目標値 | 70.0%（令和13年度） |

※ 「埼玉県就労実態調査」において「『働き方』について何らかの見直しや改善に取り組んでいますか」という設問に対して「取り組んでいる」と回答した中小企業の割合

- \* **働き方改革**：働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で選択できるようにするための改革。改革を実現するための施策として、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現に向けた支援等がある。
- \* **カスタマーハラスメント**：顧客等の言動であって、就業者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該就業者の就業環境が害されること。
- \* **埼玉しごとセンター**：武蔵浦和合同庁舎（ラムザタワー）に開設している総合就業支援施設。県が行う就職相談等のサービスとハローワークの職業紹介を一体化し、相談から就職までスムーズかつスピーディーにワンストップの支援に努めている。令和3年（2021年）4月に、「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」から名称変更を行った。
- \* **埼玉しごとサポート**：県内8市町（所沢市、草加市、川越市、加須市、春日部市、深谷市、秩父市、伊奈町）と共同運営し、全年齢の求職者を対象に就職相談から職業紹介までの一貫した就業支援を実施している就業支援施設。
- \* **企業人材サポートデスク**：県内中小企業の人材確保支援の拠点。さいたま、川越、熊谷の県内3か所にあるサポートデスクにおいて、企業からの人材確保に関する相談への対応や、求職者に訴求しやすい求人票の作成の支援を行うほか、企業と求職者とのマッチングのための面接会を実施している。
- \* **不本意非正規雇用**：正規の職員・従業員の仕事がないために、やむを得ず非正規雇用の職につくこと。
- \* **若年無業者**：15～34歳の非労働力人口（就業者と完全失業者以外の者）のうち、家事も通学もしていない者。
- \* **就職氷河期世代**：おおむね平成5年（1993年）～平成16年（2004年）に学校卒業期を迎え、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代をいう。希望する就職ができず、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にある、社会参加に向けた支援を必要とする、といった様々な課題に直面する方が多数存在している。
- \* **テレワーク**：Tele（離れて）とWork（仕事）を組み合わせた造語。情報通信技術を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。
- \* **KPI**：目標を達成するための取組の進捗状況を定量的に測定する指標。K P I はKey Performance Indicatorの略。県の取組による直接的又は間接的な影響により成果が発現する。

## 施策5 女性・高齢者・外国人の雇用促進や活躍支援

- 女性が希望するキャリアを実現できるよう、就業相談から仕事と家庭の両立やキャリア形成まで、一人ひとりの状況に応じたワンストップの支援を行うとともに、結婚、妊娠・出産、子育てなどのライフステージの変化に合わせ、多様な働き方を選ぶことができる環境づくりを進めます。
- 元気な高齢者が意欲や希望に応じて、長い人生で培った経験や学び直しにより得た新たなスキルなどを生かして就業ができるよう支援します。
- 外国人材の確保に向けた情報発信や相談対応などを通じ、県内企業の外国人材活用を支援します。

### 主な取組

#### 1 女性の就業・起業支援

- (1) 女性デジタル人材育成などスキル習得の支援
- (2) 女性の就業・キャリアアップのワンストップ支援
- (3) 女性の起業支援
- (4) 子育て中の人が受講しやすい職業訓練環境の整備

#### 2 高齢者の就業・起業支援

- (1) 高齢者の就業支援
- (2) シニア人材と県内中小企業とのマッチング支援
- (3) 求職者などを対象とした職業訓練の実施（再掲）
- (4) 高齢者の起業支援
- (5) シルバー人材センターへの支援

#### 3 外国人材の雇用促進

- (1) ポータルサイトによる企業の外国人採用情報や本県の魅力等の多言語発信
- (2) 外国人材活用支援アドバイザーによる相談対応

## 指標（KPI）

### ■ 女性（30～39 歳、40～49 歳）の就業率 ※

|     |                                      |
|-----|--------------------------------------|
| 現状値 | 30～39 歳：80.5% 40～49 歳：80.2%（令和 7 年）  |
| 目標値 | 30～39 歳：82.2% 40～49 歳：83.0%（令和 13 年） |

※ 女性（30～39 歳、40～49 歳）に占める就業者の割合。

※ 現状値及び目標値は、総務省統計局「労働力調査」の調査票情報を独自集計し推計値を算出。労働力調査は、都道府県別の標本設計がされていないことから、推計値の誤差が大きくなる可能性があり、幅を持って捉える必要がある。

### ■ 65 歳以上の就業率

|     |                 |
|-----|-----------------|
| 現状値 | 26.4%（令和 7 年度）  |
| 目標値 | 28.3%（令和 13 年度） |

※ 65 歳以上に占める就業者の割合

## 施策6 障害者の就業支援

- 県内企業に対し、埼玉県障害者雇用総合サポートセンター\*が障害者雇用の助言・支援を行うなど障害者雇用の開拓を進めます。
- 企業に対して障害者の雇用機会の拡大や職場環境の整備を促し、就労と職場定着を支援します。
- 就労を希望する障害者に職業訓練などの支援を行います。
- 難病のある方が安心して働き続けられる社会の実現を目指し、県内企業における難病患者の雇用促進を図ります。

### 主な取組

#### 1 障害者の雇用開拓

- (1) 障害者雇用開拓員\*による法定雇用率未達成企業等への働き掛け
- (2) 障害者雇用の経験が少ない企業における短期雇用体験の実施

#### 2 障害者の雇用支援

- (1) 企業支援アドバイザー\*による企業への雇用の提案等の実施
- (2) 精神保健福祉士等のチーム支援による精神障害者受入企業の拡大

#### 3 障害者の職場定着支援

- (1) 職場適応に課題がある障害者を抱える企業へのジョブコーチ（職場適応援助者）\*の派遣
- (2) 市町村障害者就労支援センター等に対する個別事案の相談支援、就労アセスメントの活用支援

#### 4 難病患者等の雇用促進

- (1) 雇用の提案や社内研修等の働き掛けを行う専任アドバイザーによる支援

#### 5 障害者の職業訓練

- (1) 職業能力開発センターにおける職業訓練の実施

## 指標（KPI）

### ■ 民間企業の障害者雇用率 ※

|     |                  |
|-----|------------------|
| 現状値 | 2.46%（令和 7 年）    |
| 目標値 | 法定雇用率以上（令和 13 年） |

※ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく、民間企業における障害者の雇用率。令和 8 年 7 月 1 日に法定雇用率が 2.5%から 2.7%に引き上げられたほか、対象が常用労働者数 40.0 人以上から 37.5 人以上の企業に拡大された。

- \* **埼玉県障害者雇用総合サポートセンター**：県の機関であり、企業の障害者雇用について、雇用開拓から企業支援、定着支援まで一連の支援を行っている。
- \* **障害者雇用開拓員**：障害者雇用数が不足している企業に対して、障害者雇用制度や各種助成金についての説明、障害者に適した業務の提案など直接働き掛ける、埼玉県障害者雇用総合サポートセンターの専門スタッフ。
- \* **企業支援アドバイザー**：障害者雇用を検討する企業に、業務の検討、短期雇用体験、従業員の研修、社内での合理的配慮の方法などを提案・支援する埼玉県障害者雇用総合サポートセンターの専門スタッフ。
- \* **ジョブコーチ（職場適応援助者）**：障害者が仕事を遂行し、職場に適応するため、障害者本人に対する職務の遂行や職場内のコミュニケーション等に関する支援や、事業主に対する障害特性に配慮した雇用管理等に関する支援を行う。地域障害者職業センターに配置される配置型、障害者就労支援機関等から企業に派遣される訪問型、企業内に在籍する企業在籍型がある。

## 施策7 企業の人材確保・育成

- 生産年齢人口の減少に伴い働き手が減少する中、県内企業の持続的な成長・発展を促進するため、デジタルトランスフォーメーション（DX）\*の推進などによる生産性向上を担う人材を確保・育成するとともに、雇用のミスマッチの解消を図ります。
- 企業の採用・定着のための相談対応を行うとともに、若者、高齢者、外国人などの多様な人材が県内企業で活躍できるようマッチングを促進します。
- 企業ニーズに対応した職業訓練やデジタル技術を活用できる人材の育成に取り組むとともに、中小企業の新たな事業展開を担う高度な人材の確保を支援します。
- 高等技術専門校\*における企業ニーズに対応した職業訓練等の実施を通じて、技能を有する人材の育成と企業の生産性向上を図るとともに、技能尊重機運を醸成し、若手ものづくり人材の確保・育成を図ります。

### 主な取組

#### 1 人材の確保支援

- （1）企業人材サポートデスク\*による中小企業の人材確保支援
- （2）プロフェッショナル人材の確保支援
- （3）若者、シニア、外国人材などの多様な人材と県内企業をつなぐ仕組みの構築

#### 2 人材の育成支援

- （1）中小企業のニーズに対応した在職者のスキルアップ講習の実施
- （2）中小企業が実施する認定職業訓練への支援
- （3）DX推進講座などによるデジタル技術を活用できる人材の育成
- （4）「企業人材リスキリング\*・求人支援ポータル」による相談対応や情報発信による支援
- （5）中小企業のグローバル展開を推進できる人材の育成

#### 3 産業人材の育成

- （1）高等技術専門校\*における職業訓練の実施
- （2）民間教育訓練機関を活用した職業訓練の実施
- （3）高等技術専門校\*の訓練生が技能・技術を披露するイベントの実施による高等技術専門校\*やものづくりの魅力発信
- （4）ものづくり人材などを育成するための技能検定制度\*の普及
- （5）若手ものづくり人材の確保・育成

## 指標（KPI）

### ■ 雇用者数の過不足の状況が適正と感じる中小企業の割合 ※

|     |                |
|-----|----------------|
| 現状値 | 60.0%（令和7年）    |
| 目標値 | 60.0%以上（令和13年） |

※ 「埼玉県四半期経営動向調査」における「雇用者数の過不足感」についての設問に対して、「適正」と回答した中小企業の割合

### ■ 県の職業訓練による人材育成数 ※

|     |                          |
|-----|--------------------------|
| 目標値 | 40,000人（令和9年度～令和13年度の累計） |
|-----|--------------------------|

※ 県内企業が求める人材の育成、企業の従業員のスキルアップを図るために県が実施している職業訓練による人材育成数

### ■ 技能検定合格者数 ※

|     |                          |
|-----|--------------------------|
| 目標値 | 44,000人（令和9年度～令和13年度の累計） |
|-----|--------------------------|

※ 主にものづくり分野の技能を公証する国家検定制度である技能検定の合格者数

- \* **DX**：デジタル（Digital）と変革を意味するトランスフォーメーション（Transformation）により作られた造語。様々なモノやサービスがデジタル化により便利になったり効率化され、その結果デジタル技術が社会に浸透することで、それまでには実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革を意味する。
- \* **高等技術専門学校**：職業能力開発促進法に基づき、県が設置している職業能力開発校の名称。求職者及び在職者を対象に職業訓練を実施しており、県内に6校1分校ある。また、高等技術専門校の一施設である職業能力開発センターでは障害者を対象とした職業訓練も実施している。
- \* **企業人材サポートデスク**：県内中小企業の人材確保支援の拠点。さいたま、川越、熊谷の県内3か所にあるサポートデスクにおいて、企業からの人材確保に関する相談への対応や、求職者に訴求しやすい求人票の作成の支援を行うほか、企業と求職者とのマッチングのための面接会を実施している。
- \* **リスキリング**：新しい職業に就くために、または今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する（させる）こと。
- \* **技能検定制度**：労働者の技能の程度を検定し、国が技能を公証する制度。133職種（令和8年（2026年）4月1日現在）あり、埼玉県ではそのうち80職種程度を毎年実施している。



## **第4章**

# **計画を着実に実行する仕組み**

# 計画を着実に実行する仕組み

## 1 合理的根拠に基づく施策立案

より効果的・効率的に施策を展開するため、客観的データなどのファクト（事実）を積み重ねて現状を正しく把握・分析し、得られたエビデンス（合理的根拠）に基づいて施策立案を行うEBPM（Evidence Based Policy Making）の手法を取り入れ、計画を推進してまいります。

一方で、データには表れにくい現場の声を施策立案に生かすことも大切であり、県民や企業の皆様の御意見も取り入れながら計画を推進します。

## 2 PDCA\*による施策評価

「第3章 施策展開」における7の施策ごとに、県が達成すべき水準を分かりやすく、かつ客観的に示すため、指標を設定します。

この指標の進捗状況を毎年度公表し、その評価結果を踏まえて施策の実施方法等について必要な見直しを行います。

## 3 様々な機関との連携

計画の推進には県のみならず、関連する様々な機関との連携が必要です。

国や市町村、企業だけでなく、大学、研究機関、経済団体及び労働団体など、適切な役割分担のもと幅広く連携し、それぞれの持つノウハウや資源を最大限に生かすことで、効果的・効率的に計画の進捗を図ります。

\*PDCA：Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

# 資 料 編

## 1 埼玉県中小企業振興基本条例

平成14年12月24日条例第98号  
改正 平成24年10月16日条例第50号

埼玉県は、事業所のほとんどを中小企業が占める中小企業立県であり、中小企業が本県経済の基盤をなしている。これまで、中小企業は、生産、流通など経済活動の全般にわたって重要な役割を果たすとともに、地域の経済と雇用を支えてきた。中小企業の振興は、単に中小企業だけでなく、経済、産業と県民生活全体にかかわる課題である。

しかし、少子高齢化により国内市場が縮小するとともに、経済のグローバル化が進展し、外国為替相場や原油価格の変動、海外における金融市場や金融機関に対する信用の低下が県内の中小企業に直接影響を及ぼすなど、中小企業を取り巻く経営環境は厳しさを増している。さらに、大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化は、中小企業の事業環境に大きな影響を与えることとなった。

このような急激な環境の変化に対処していくためには、中小企業は、自ら経営基盤の強化を図っていくことはもとより、環境の変化に対応した新たなビジネスモデルを創出するなど経営の向上に自主的かつ積極的に取り組んでいくことが求められている。

そして、中小企業が、経営の安定及び向上を図るとともに、将来にわたって健全な成長発展を図ることができるよう、産学官の連携を促進し、受注の機会の増大も含めた総合的な支援を行う必要がある。活気あふれ、生き生きと躍動し、成長し続ける埼玉を築くため、基盤となる足腰の強い、意欲ある中小企業を社会全体で育てていくことが重要である。

ここに、中小企業政策を県政の重要課題として位置付け、中小企業基本法第六条に定める地方公共団体としての県の責務を果たすため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、中小企業が埼玉県の経済において果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業の振興の基本となる事項を定め、中小企業の健全な発展を図ることにより、埼玉県経済の活性化及び発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和三十八年法律第一百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者で、県内に事務所又は事業所を有する者をいう。

2 この条例において「商工団体」とは、商工会、商工会議所その他中小企業者に関する団体をいう。

(基本方針)

第三条 中小企業の振興は、県が中小企業の創意工夫と自主的な努力を尊重し、その特性に応じた総合的な施策を、国、市町村、商工団体及びその他の機関の協力を得ながら推進することを基本とする。

(中小企業の振興施策の大綱)

第四条 前条の基本方針に基づく中小企業の振興施策の大綱は、次に掲げるとおりとする。

- 一 中小企業の経営基盤の強化を支援し、経営の健全な発展に寄与する施策
- 二 中小企業の専門性を高め、技術及び新製品の開発、販路拡大、営業力の強化等の経営革新の促進に寄与する施策
- 三 中小企業の海外における事業の展開等の促進に関する施策

- 四 中小企業の経営環境等の変化への対応に関する施策
- 五 中小企業に対する金融の円滑化の推進に関する施策
- 六 中小企業の振興に寄与する地域環境の整備改善に関する施策
- 七 創業及び新事業の創出の促進に関する施策
- 八 中小企業の従事者の人材の育成及び確保に関する施策
- 九 中小企業の経営者及び後継者の育成に関する施策
- 十 商工団体の活動の促進に関する施策

(県の責務)

第五条 県は、前条の施策を具体的に実施するに当たり、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 中小企業における製品等の販路又は役務の提供範囲の拡大に資するため、県の発注する工事、物品及び役務の調達等に当たっては、次に掲げる措置を講ずること。

- イ 予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めること。この場合において、防災活動その他の地域における公益の増進に寄与した活動の実績を考慮するよう努めること。

- ロ 中小企業者に係る下請契約の適正化に資する対策の実施に努めること。

- 二 物品の調達等に当たっては、中小企業者が製造又は加工した物品の利用の推進に努めること。

- 三 中小企業者の経営の安定を図るため、効果的な融資及び補助制度の充実に努めること。

- 四 国その他の関係機関と協力して施策の推進を図るとともに、必要に応じて、国等の施策の充実及び改善を要請すること。

- 五 地域、産業界及び大学等と連携を図り、効果的な施策の実施に努めること。

(財政上の措置)

第六条 県は、第四条の施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村等への支援)

第七条 県は、市町村及び商工団体が取り組む中小企業の振興策について、必要な支援を行うものとする。

(中小企業者の努力)

第八条 中小企業者は、経営基盤の強化及び従業員の福利厚生の上昇のため、自主的に努力を払い、消費者への安心及び安全な財やサービスの提供に努めるとともに、地域生活環境との調和に努めるものとする。

(県民等の理解と協力)

第九条 県民及び中小企業の事業に関係のある者は、中小企業の振興が県民生活の向上と地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するものとする。

(議会への報告)

第十条 知事は、中小企業の振興のために講じた施策の実施状況について、適宜、議会に報告すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年10月16日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 埼玉県小規模企業振興基本条例

平成29年12月26日条例第44号

(目的)

第一条 この条例は、小規模企業が地域経済の活性化及び地域住民の生活の向上に果たす役割の重要性に鑑み、小規模企業の振興の基本となる事項を定め、小規模企業の事業の持続的な発展を図ることにより、県経済の活性化及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「小規模企業者」とは、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項に規定する小規模企業者で、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

2 この条例において「商工団体」とは、埼玉県中小企業振興基本条例（平成十四年埼玉県条例第九十八号）第二条第二項に規定する商工団体をいう。

(基本方針)

第三条 小規模企業の振興は、小規模企業者の自主的な努力及びそれに対する適切な支援により小規模企業の活力の向上を図り、その事業の持続的な発展を推進することを基本とする。

(小規模企業の振興施策の大綱)

第四条 前条の基本方針に基づく小規模企業の振興施策の大綱は、次に掲げるとおりとする。

- 一 国内外の多様な需要に応じた商品の販売又は役務の提供の促進に関する施策
- 二 国内外の多様な需要に応じた新たな事業の展開の促進に関する施策
- 三 創業の促進及び事業の承継の円滑化に関する施策
- 四 経営及び事業活動に必要な人材の育成及び確保に関する施策
- 五 地域経済の活性化及び地域住民の生活の向上に資する事業活動の推進に関する施策
- 六 商工団体の活動の促進に関する施策

(県の責務)

第五条 県は、第三条の基本方針に基づき、国及び市町村並びに商工団体その他の地域の多様な主体との緊密な連携を図りつつ、前条の施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第六条 県は、第四条の施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（市町村等への支援）

第七条 県は、市町村及び商工団体に取り組む小規模企業の振興策について、必要な支援を行うものとする。

（小規模企業者の努力）

第八条 小規模企業者は、主体的に経営の改善及び向上を図るよう努めるとともに、その事業活動を通じて地域の振興に資するよう努めるものとする。

2 小規模企業者は、その事業活動に関し、地域における他の小規模企業者、商工団体その他の地域の多様な主体と連携するよう努めるものとする。

（県民等の理解と協力）

第九条 県民及び小規模企業の事業に関係のある者は、小規模企業の振興が地域経済の活性化及び地域住民の生活の向上に寄与することを理解し、小規模企業の事業の持続的な発展に協力するものとする。

（議会への報告）

第十条 知事は、小規模企業の振興のために講じた施策の実施状況について、適宜、議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。





## 埼玉県産業元気・雇用アップ戦略

(令和9年度～令和13年度)

令和●年●月策定

埼玉県産業労働部産業労働政策課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-3723